

第3章 史跡キウス周堤墓群の概要

1 史跡の位置

史跡キウス周堤墓群は千歳市中央2777番ほかに所在する。市域の北東部、JR千歳駅の北東約8km、北海道横断自動車道（道東自動車道）千歳東インターチェンジの北東約700mに位置しており、史跡の中心地点は、北緯42° 53′ 11″・東経141° 43′ 00″、平面直角座標系第Ⅹ系座標値はX座標=-123,554.640・Y座標=-43,562.3775である（いずれも世界測地系）（図8）。

2 指定に至る経緯

明治時代に「キウシの堅穴」としてその存在が知られていたキウス周堤墓群について、これを保存する動きは大正年間にみられる。大正元年（1912）、北海道は、内務部長名で「学術上其他旧跡維持の爲め、保存の必要有之ものと認め」る遺跡「チャシ即蝦夷の砦」について、「一、「チャシ」の所在地名、附近の地勢状況、並に保存方法設備の有無」「二、官有地、国有未開地又は市有地の別」「三、其他参考となるべき事項」を道内「各支庁長」「各区長」に照会し、キウス周堤墓群について、「札幌支庁」から次の回答を得ていることが、北海道庁嘱託の河野常吉の稿本『北海道先史時代遺跡』に記されている（宇田川洋校註 1983 『河野常吉ノート考古篇2—北海道先史時代遺物—』）。

チャシ

一、千歳郡千歳郡字キウス^(註)

四隣は民有地にして現今は何れも畑地に開墾するも、「チャシ」の所在地は千歳・由仁街道の東、道路添の官有地樹林中にありて、其箇所に、旧土人城址「チャシコツ」と記せし標柱を建設し居れり。

大正6年（1917）、河野はキウス周堤墓群の実地踏査を行い、稿本に遺跡の概略図（図14左）・地層略図とともに土地の所有状況を次のように記している（宇田川洋校註 1981 『河野常吉ノート考古篇1—北海道先史時代遺跡—』）。

一、キウスの遺跡 千歳駅より二里半

国有林なり。売払の告示となりしを、役場より出願取消し、千歳村共有地として出願中なり。

大正7年（1918）、北海道庁により「キウスの遺跡」として『北海道史附録地図』で公表された遺跡（1号～5号周堤墓）（図14右）は、大正8年（1919）7月調製『千歳村勢一斑』で「名題チャシコツ所在地キウス 地積一万五〇〇〇坪」として、明治天皇御駐蹕ノ碑、千歳神社、ランコシのカモイコタンとともに千歳村（当時）の史跡にあげられており（千歳市史編さん委員会 1983 『増補 千歳市史』）、また同年10月「キウスの土城」として論説された際には、遺跡の現状について「規模整然たる現形を存す、只道路築設の爲め土塁の一部を崩し壘内を埋めたる所あるは、地方吏の考古思想の乏しかりしを憾むのみ」と記された（阿部正己 1919 「北海道の土城」『人類学雑誌』第34巻第10号）。

大正8年（1919）の史蹟名勝天然紀念物保存法の制定・施行を受けて、北海道庁は大正10年（1921）に「北海道史蹟名勝天然紀念物調査会」を設置して仮指定候補物件の調査を進め、大正13年（1924）刊行の北海道庁『北海道史蹟名勝天然紀念物調査報告書』で、北海道庁嘱託・北海道史蹟名勝天然紀念物調査会委員の河野常吉は、遺跡を「「キウス」のチャシ」と題し、次のように意見した（河野常吉 1924 「「キウス」のチャシ」『北海道史蹟名勝天然紀念物調査報告書』）。

この図は国土地理院発行の地形図 50000「千歳」(平成 11 年 2 月 1 日発行)「恵庭」(平成 13 年 10 月 1 日発行)を複製、合成、加筆したものである。

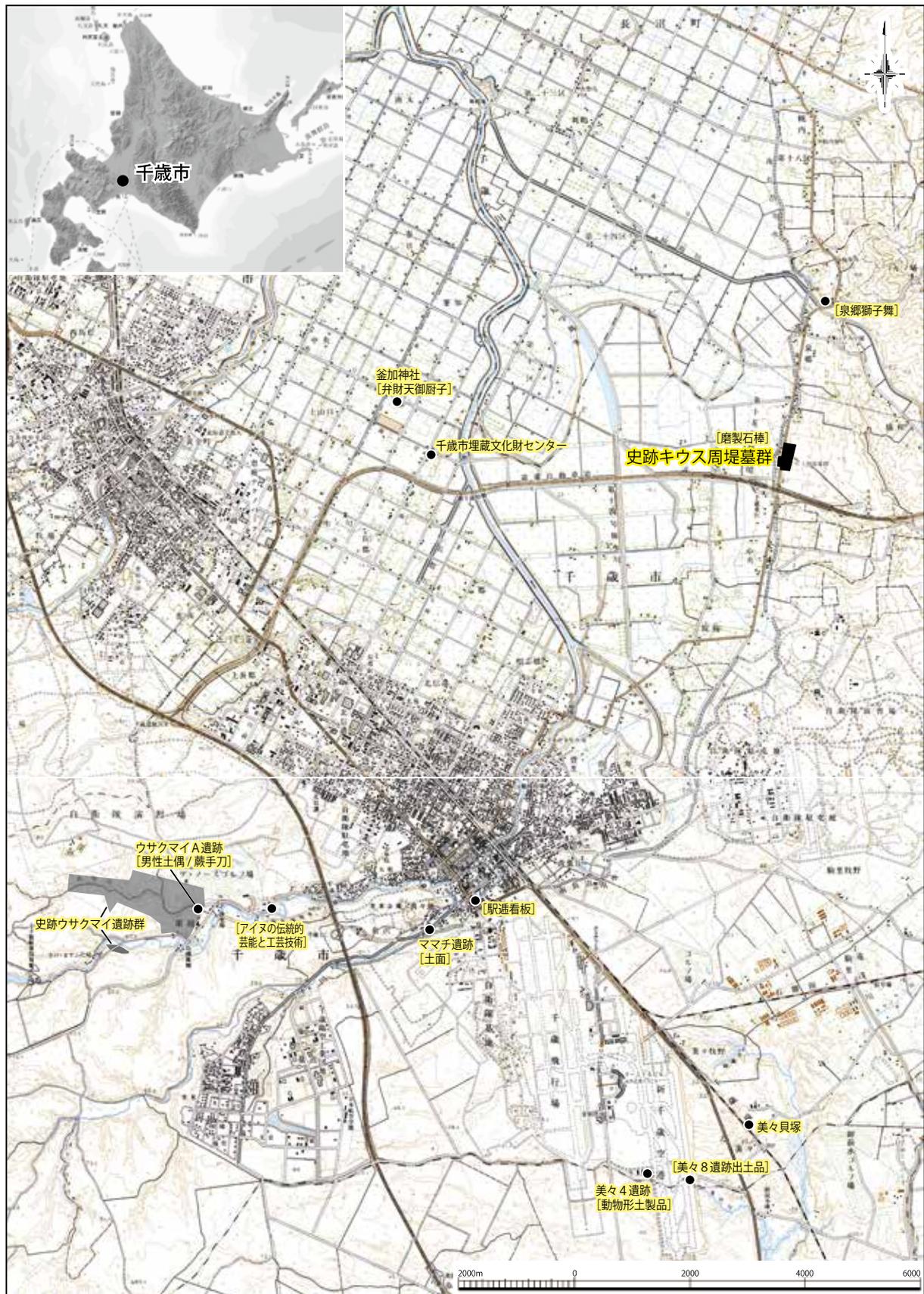


図8 市内指定文化財ほか位置図

- 一、種 別 史蹟
- 二、名 称 チャシ
- 三、所 在 地 胆振国千歳郡千歳村字「キウス」の平地
追分停車場より西方約四里、千歳市街地より北東三里弱
- 四、地 目 国有未開地
- 五、地 積 円穴五個ありこれを保存するには面積約三町歩を要す
- 六、所 有 者 政 府
- 七、管 理 者 一
- 八、工作物其他 明治二十四年開削せる道路円穴二個を貫通す
- 九、現 状 円穴五個の内三個は接続し、他の二個亦接続し、各穴土塁を繞らず、其詳細は図に記す所の如し
- 十、由来伝説等 該地方の「アイヌ」は「チャシ」と称す。往昔此地方の「アイヌ」二派に分れ其一派は此「チャシ」に拠りて戦ひたりと云う。或は他方の「アイヌ」寄せ来り此「チャシ」に隠れ居て不意に千歳「アイヌ」を襲ひしが千歳「アイヌ」之を破りて追払ひたりと云う。確實なる伝説なしと雖も蓋し「アイヌ」の遺跡ならん
- 十一、徴証物件 図
- 十二、保存条件 此形式の「チャシ」は本道に於て他に類例を見ず珍しき遺跡なれば保存するを要す標木を建設すべし。管理者を囑託すべし。道路修繕等の際此遺跡を損傷せざるやう注意すべし

昭和5年（1930）6月、遺跡は史蹟名勝天然紀念物保存法に基づき「史蹟 キウスノ「チャシ）」として北海道

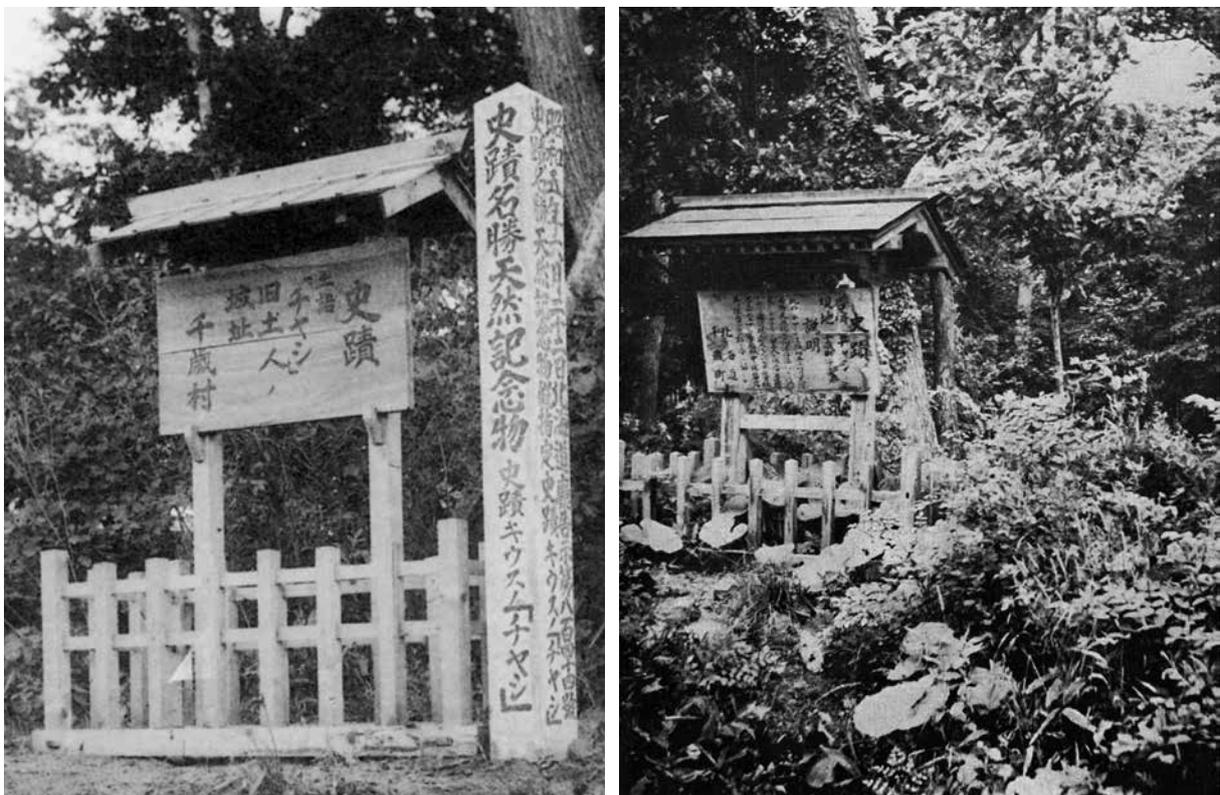


写真12 史跡仮指定標柱・案内板（左：北岡 1935 右：北海道教育委員会編 1952）

庁から仮指定を受けて（北海道庁告示第844号）、現地に標柱を立てこの脇に小屋根を付けた案内板を掲げて保護されていた（写真12）（北岡善作 1935 『千歳 恵庭 広島 三村名鑑録』）。指定区域は3.8ha（北海道教育委員会編 1952 『北海道の文化財』）である。この旧法仮指定は、昭和25年（1950）文化財保護法制定に伴い解除された。

昭和27年（1952）刊行の北海道教育委員会編『北海道の文化財』では、遺跡は「史蹟 キウスのチャシ（仮指定）」と題して、「昔この地方のアイヌが二つに分れて戦つた時、千歳アイヌがこのチャシに立てこもつて大勝したといわれている。チャシはアイヌ語の山城にあたる。このチャシは円い穴が五つあり、そのうち三つが連絡し、他の二つも連絡している。穴は各々土塁をめぐらし外敵に備えている。チャシは平時、祭場となり又チャランケ（談判の意）の場所ともなつていた。指定区域は3.8ヘクタールである。」と、河野の調査所見に基づき説明されている。

一方、このころから遺跡はチャシでなく縄文文化の墳墓「環状土籬」と考えられるようになっていた。昭和39～40年（1964～65）のキウス1号周堤墓・2号周堤墓の発掘調査はこれを裏づけ、この調査成果を取りまとめた報告書『千歳遺跡』が昭和42年（1967）刊行された後、キウス周堤墓群は学術研究上貴重な遺跡として保護することが望ましいとされ、昭和43年（1968）12月、北海道文化財保護条例に基づき「千歳キウス環状土籬群」の名称で北海道文化財（史跡）の指定を受けた（北海道教育委員会告示第118号）。指定規模は41,615.05㎡である。管理者は千歳市である。指定地域は、指定地の間を流れる無名川の南側の5基（1号～5号）の周堤墓が所在する区域（39,115.05㎡）と、北側の6号周堤墓を囲む区域（民有地2,500㎡）であり、南側の区域は2号周堤墓と4号周堤墓を南北に貫く道路（当時 道道千歳由仁線）を挟んで、東（国有地30,622㎡、民有地376.05㎡）と西（国有地8,117㎡）の2区域に分かれる（図9）。

昭和44年（1969）刊行の『北海道の文化財』では、「遺構の形態と構造から判断すれば、環状土籬ということが出来る。また出土遺物から見て、縄文文化晩期初頭に位置する年代に構築されたものと考えられる。」と『千歳遺跡』の報告に基づいて、遺跡は説明された（北海道教育庁社会教育課編 1969 『北海道の文化財』）。

遺跡は昭和53年（1978）の地形実測によって8基の周堤墓（1号～6号・11号・12号）の実態が把握されるところとなり（図10）（大谷敏三 1978「環状土籬」について『考古学ジャーナル』No. 156、西村康 1979「キウス環状土籬群の地形実測について」『千歳市における埋蔵文化財(上)』）、昭和54年（1979）10月、「この種（周堤墓）の遺跡の中でも特に規模が大きく、土木構築物として特異な景観を残し、環状列石との関連も考えられる重要な遺跡であ

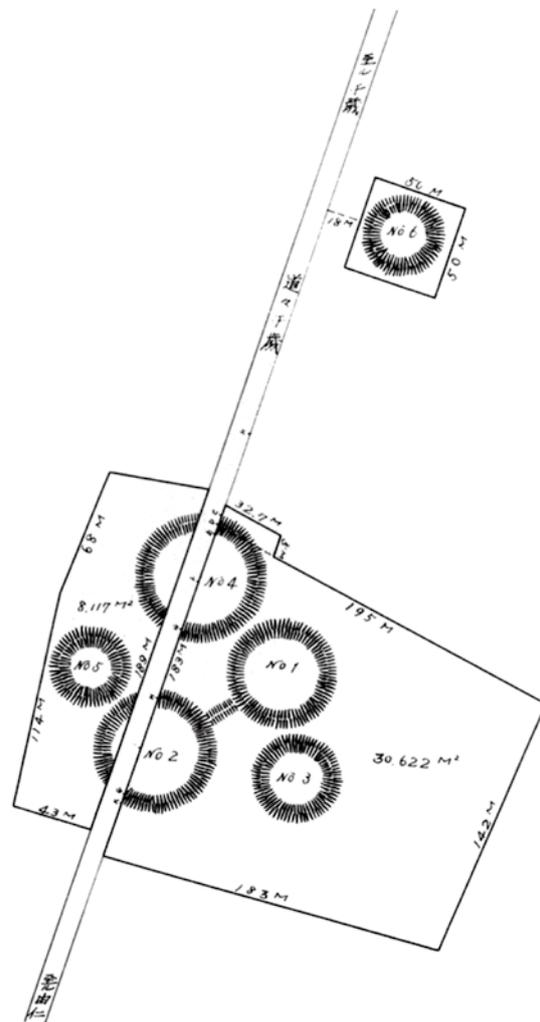


図9 北海道文化財（史跡）指定区域図
（北海道教育庁社会教育課編 1969）



図10 史跡キウス周堤墓群地形実測図 (1978年)

る」との価値づけの下、「キウス周堤墓群」と改称されて、文化財保護法に基づき史跡に指定された(文部省告示第160号)。

指定地域は49,367.75㎡であり、道史跡の地域を受け継ぎ民有地の区域が拡大された。地域は、無名川南側

の7基（1号～5号・11号・12号）の周堤墓が所在する区域（45,767.75㎡）と、北側の6号周堤墓を囲む区域（民有地3,600㎡）に大別され、南側の区域は更に国道337号を挟んで東（国有地30,625.48㎡、民有地5,511㎡）と西（国有地9,631.27㎡）の2区域に画される（図10）。

なお、指定地域の面積は、無名川南側の区域において、昭和57年に国道337号の西側区域（国有地9,553.00㎡）と東側区域（国有地30,337.00㎡）、平成2年に国道337号の東側区域（国有地29,838.00㎡、民有地6,450.00㎡）で、地図錯誤を原因とする更正登記（地図訂正及び地積更正）が行われ、その結果、指定地域の合計面積は49,441.00㎡となった。

平成21年（2009）8月、千歳市は、文化財保護法第113条第1項及び第172条第1項の規定に基づく管理団体に指定された（文部省告示第20号）。また、キウス周堤墓群は、平成24年（2012）12月、世界遺産暫定一覧表記載資産「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の構成資産に追加された。

キウス周堤墓群の史跡指定は、これまで詳細分布調査等を経ずに、周堤が現存し、現地表面の起伏で周堤墓の形を視認できる公有地、民有地を対象区域としていた。こうした中、飛び地状になっていた指定範囲の妥当性を検証するため、平成25年（2013）から29年（2017）にかけて、国道337号東側地区限定であるが、指定地周辺で初めてとなる詳細分布調査等を実施して、新たな周堤墓や周堤墓群に付随するとみられる通路状の地形等の遺構状況を確認した（千歳市教育委員会 2015『市内遺跡発掘調査報告書1』・2019『史跡キウス周堤墓群総括報告書』）。

この成果をもって、3つの区域に分かれた既指定地域に加えて、これらから除かれていた国道敷地に重なる周堤墓の箇所や既指定地域外から新たに発見された周堤墓等の区域、及び9基の周堤墓群が立地する地形を含めて、キウス周堤墓群として一体的な管理を行い史跡の保護に万全を期すことを目的として、平成31年（2019）1月、千歳市教育委員会は、文部科学大臣に対し文化財保護法第189条の規定に基づき史跡の追加指定について意見具申した。追加指定面積は59,331.06㎡で、指定の対象面積の合計は108,772.06㎡となる。令和元年（2019）6月、史跡の追加指定について文化審議会の文部科学大臣に対する答申があり、同年10月、条件の整った部分が史跡に追加指定された（文部科学省告示第83号）（図11）。

現在、史跡指定地域は、調査経過の点で史跡を縦貫する国道を軸としてみた場合、詳細分布調査の成果を経てその東方面・南方面の範囲を確定（追加指定）した国道東側の区域と、詳細分布調査など発掘調査が未実施で、地勢により周堤墓群を把握できる国有地範囲を指定地とした国道西側の区域（本線部分を含む）に分けられる。

3 指定の状況

(1) 指定告示

《名称》 史跡キウス周堤墓群

《史跡等の類型》 史跡

《所在地》 北海道千歳市中央

《地域》 410番1、410番2のうち実測37,742.28㎡、410番3、410番4、410番5のうち実測6,948.50㎡、410番6、410番7、410番8、1473番1のうち実測7,355.01㎡、1748番2、2406番3、2406番4、2406番5、2785番、410番6に西接し同2777番と同2778番に挟まれるまでの道路敷実測4,864.01㎡、2777番、2778番、2785番に東接する水路敷実測1,960.55㎡

《面積》 108,772.06㎡（指定後地積更正登記、追加指定分を含む）

《指定履歴》 史跡指定：昭和54年（1979）10月23日付け官報第15829号 文部省告示第160号

追加指定：令和元年（2019）10月16日付け官報号外第139号 文部科学省告示第83号

《指定基準》 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）史跡の1「貝塚、集落跡、古墳その他この類いの遺跡」

◇昭和54年（1979）10月23日付け官報第15829号 文部省告示第160号

○文部省告示第百六十号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第六十九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。
昭和五十四年十月二十三日 文部大臣 内藤誉三郎

名 称	キウス周堤墓群
所 在 地	北海道千歳市中央
地 域	四一〇番ノ二のうち実測三、六〇〇・〇〇平方メートル、四一〇番ノ三、国有無番地のうち一二九四番ノ四、一二九四番ノ六及び二四〇六番ノ一に東接する部分実測九、六三一・二七平方メートル、国有無番地のうち一四七三番の北西に接する部分実測三〇、六二五・四八平方メートル

国有無番地に関する実測図を北海道教育員会及び千歳市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

◇令和元年（2019）10月16日付け官報号外第139号 文部科学省告示第83号

○文部省告示第八十三号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第九十条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄に掲げる地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。
令和元年十月十六日 文部科学大臣 萩生田光一

（上欄）	
名 称	キウス周堤墓群
関係告示	昭和五十四年文部省告示第百六十号
（下欄）	
所 在 地	北海道千歳市中央
地 域	四一〇番一、四一〇番二のうち実測三四一四二・二八平方メートル、四一〇番四、四一〇番五のうち実測六九四八・五〇平方メートル、四一〇番六、四一〇番七、四一〇番八、一四七三番一のうち実測七三五五・〇一平方メートル、一七四八番二、二四〇六番三、二四〇六番四、二四〇六番五、二七八五番

北海道千歳市中央四一〇番六に西接し同中央二七七七番と同中央二七七八番に挟まれるまでの道路敷、右の地域に介在する水路敷を含む。

備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を北海道文化財担当部局及び千歳市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。

昭和54年の史跡指定における「地域」のうち、「国有無番地のうち一二九四番ノ四、一二九四番ノ六及び二四〇六番ノ一に東接する部分実測九、六三一・二七平方メートル」及び「国有無番地のうち一四七三番の北西に接する部分実測三〇、六二五・四八平方メートル」は、昭和57年12月8日に地番「2777番」及び「2778番」で登記されている。

(2) 指定説明文とその範囲

◇史跡指定 昭和54年（1979）10月23日

キウス周堤墓群は、勇払平野から石狩平野にかけての低地帯東寄りの馬追丘陵の側にある縄文時代の集合墓である。外径18～75メートル、周堤幅6～20メートル、堤の高さ1～5メートルの環状の堤が8基所在し、その内側に立石、小穴を伴う墓壙等がある。この種の遺跡の中でも特に規模が大きく、土木構築物として特異な景観を残し、環状列石との関連も考えられる重要な遺跡である。

（昭和54年10月23日付け庁保記第2の55号「史跡の指定について（通知）」より転載）

北海道の道央部・勇払原野から石狩平野にかけての低地帯の東寄り、馬追丘陵の西側にキウス周堤墓群がある。この遺跡は、大正13年に河野常吉が「キウスのチャシ」として学会に報じ、昭和5年には内務省が史跡に仮指定したことがある。昭和25年頃、その一部（第7号）で石柱が発見され、河野広道が調査し、石柱を伴う

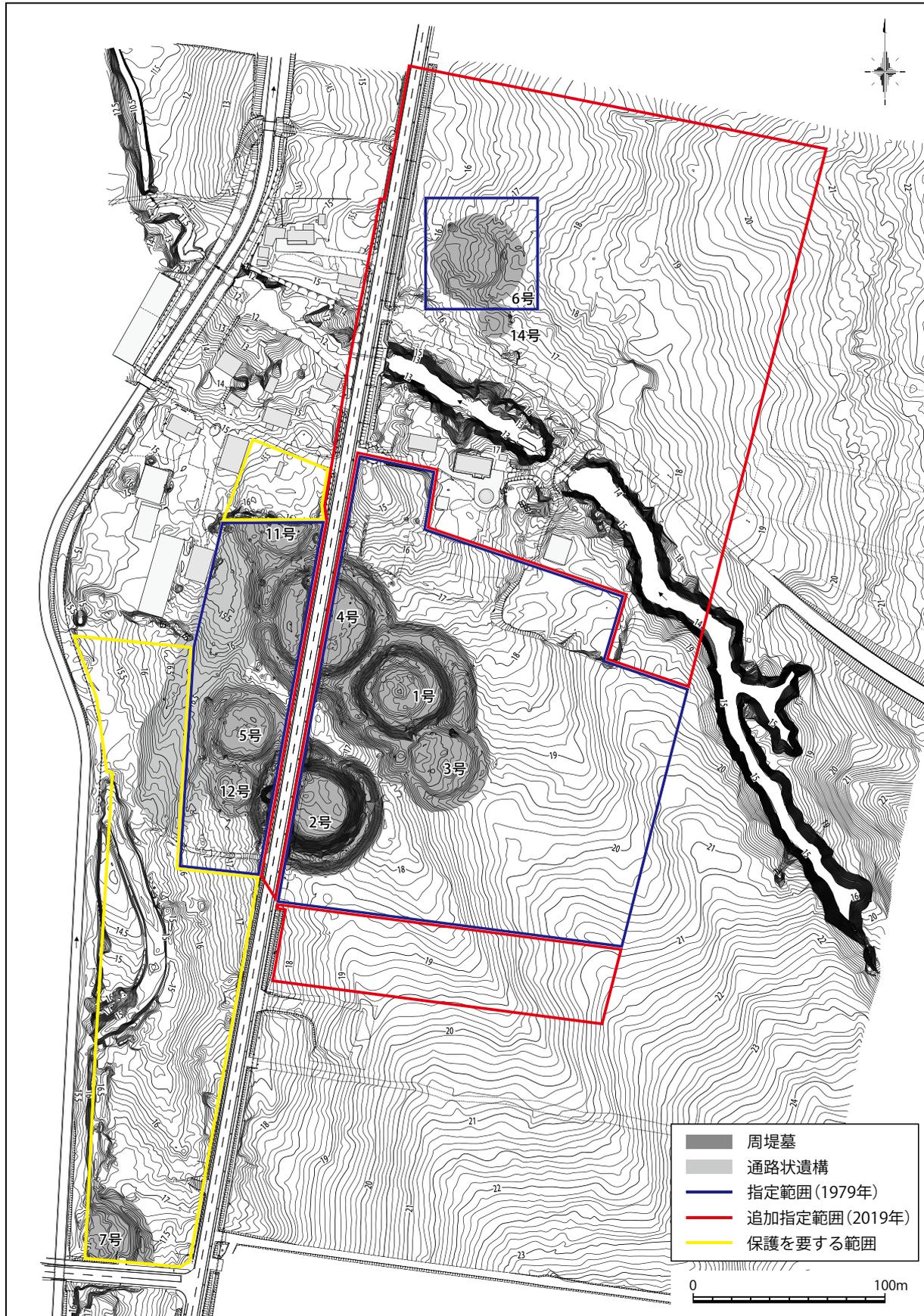


図11 史跡指定範囲図

墓壙一を確認している。このころからこの種の遺跡は「環状石籬」と関連させて「環状土籬」と呼ばれるようになったが、この呼称は近年の研究成果により適切でないといわれるに至っている。昭和39年～40年には、千歳市教育委員会による発掘調査が行われている。

この遺跡は、東側の丘陵から長都沼にそそぐ小河川の南側に7基、北側に1基、及びその西南方3キロメートルほどにわたる広い範囲に6基、合わせて14基の環状の周堤が存在していたもので、その内10基は顕著な景観をなして現認される。周堤は大小あるが、外径最大例75メートルから最小例18メートル、周堤幅数メートルから約20メートルに及び、高さは周堤内部から掘りとった土を積んだものである。周堤は互いに接しているものもあり、また周堤の一部が低くなるものもある。このうち第1号「環状土籬」の内部に設定されたトレンチ発掘調査で土壙墓五が検出された。墓壙は長径1～2メートルの長円形のもので、立石等や小穴を伴うものがあり、その一部からは遺体の一部の遺存が認められている。さらに土壙上には多数の土器が認められた。これにより先述の第7号の成果と合わせて、周堤内に多数の墓が営まれた集団墓の一種であることが明らかとなった。また、周堤外辺でも墓壙が確認されている。

墓壙内外からの出土品は縄文時代後期末～晩期初頭に属する土器や石棒等であり、この遺跡の造営年代を示している。

この種の遺跡は、北海道内で相当数が知られ、しかも一遺跡で複数の周堤とその内部に多数の土壙墓がある例が多いもので、時期的に縄文時代後期・晩期に営まれたものである。それらの遺跡の中でキウス周堤墓群は最も多数の周堤が集合し、かつ個々の規模も大であり、全体規模も最も広大なもので、道内における「環状列石」や通常の土壙墓と共通する点を有し、ひいては本州以西の「環状列石」等とも関連する点をもつものである。

(文化庁文化財保護部監修『月刊文化財 6月号(189号)』(昭和54年)より転載)

◇追加指定 令和元年(2019)10月16日

キウス周堤墓群

北海道千歳市

キウス周堤墓群は北海道中央部に広がる石狩低地帯の東部、馬追丘陵の西裾の長沼低地に面する、標高一五から二メートルの緩やかな傾斜を持つ段丘面に立地する。周堤墓は縄文時代後期後葉に造られた北海道に固有の集団墓で、地面を円形に掘りくぼめ、その土を周囲に環状に積み上げて構築した周堤の内部に、複数の土壙墓を設けたもので、これまで約七〇基確認されている。このうち約六〇基が石狩低地帯に集中して分布しており、キウス周堤墓群付近で約半数の三〇基が発見されている。

北海道庁が大正七年(一九一八)に刊行した『北海道史附録地図』に「先史時代原始時代の遺址」のひとつ「キウスの遺跡」として、「土壙を繞らしたる円穴五箇」が掲載されている。「キウスの遺跡」は、大正八年に『人類学雑誌』第三四巻第一〇号で報告された「北海道の土城」において、「アイヌ」の「チャシ」と見るべからざる特殊のものであり、「キウスの土城」として説明されている^(三十九)。昭和三十から四十年に千歳市教育委員会が発掘調査を実施し、現在の一号から五号周堤墓のほか、六号・七号を発見した。昭和五十三年には千歳市教育委員会が遺構の内容を確認するために奈良国立文化財研究所の協力を得て遺跡の地形測量を行って、従来見落としていた一一号・一二号周堤墓の存在を確認し、この成果をもって昭和五十四年十月二十三日に八基の周堤墓が史跡指定された。

平成二十五年から二十九年には、これまで飛び地状に分断していた指定地の一体的保護を図るため、史跡指定地周辺で初の詳細分布調査を実施し、指定地の間を流れる無名川の北側において六号周堤墓に南接した新たな周

堤墓（一四号）などを確認した。同時に行った地形測量により、周堤墓群に付随するとみられる通路状の地形を確認している。一四号を除く八基の周堤墓は、外径三〇から七五メートル、周堤幅七から二二メートル、堤の高さ〇・五から五・四メートルと、破格の規模を誇る。このように、キウス周堤墓群は極めて大型の周堤墓が集中した周堤墓群で、世界史的にも狩猟採集民が築いた構造物としては最大級である。新たに確認した通路状遺構を含め、周堤墓群の形成過程や構造を知る上で重要であり、また縄文時代後半期における墓制、社会構造を考える上で欠くことのできない遺跡である。

今回、条件の整った部分を追加指定し、保護の万全を図るものである。

(文化庁監修『月刊文化財 9月号(672号)』(令和元年)所収 文化庁文化財第二課「新指定の文化財—記念物—」より転載)

(3) 調査の成果

以下は、前項の指定説明の基礎となっている本史跡に関する従来調査成果に関する知見の要約である。

ア「自然的調査の成果」では、本史跡が石狩低地帯の一部をなす長沼低地に面する馬追丘陵西裾に位置すること、7号周堤墓と他の群集する7基の周堤墓群の間に浅い谷が存在すること、縄文時代の古植生は落葉広葉樹林が広がり、後背の丘陵や山地に針葉樹が、河川沿いにハンノキ属等が生育していたことなどにふれている。

イ「歴史的調査の成果」では、周堤墓の規模について計測値を提示するとともに、8・9・10・13号周堤墓について遺跡の登録を抹消（13号は遺跡名称の変更）した経緯を説明する。また、周辺部には多くの遺跡が分布しており、特に本史跡と同時期の集落遺跡であるキウス4遺跡の発掘調査の成果を紹介した。本史跡周辺は、丸子山遺跡や幌内L遺跡など周堤墓が集中する特異な地域であることが注目される。未知の遺跡が所在する可能性もある。さらに、明治時代に入って由仁街道が敷設され、御料地が払い下げられて、史跡の一部は牧場として経営されていた経緯にふれた。

ウ「発掘調査等の成果」は、遺跡としてどのように認識されてきたかの経緯をたどるものである。明治時代に所在が確認され、大正6年（1917）には測量と発掘調査が実施されるが、遺物を発見することができず、「チャシ」とは異質の「キウスの土城」と紹介された。昭和5年（1930）には北海道庁による仮指定が行われた。昭和30年（1955）に「環状土籬」として縄文時代の墳墓であることが報告されるが、それ以前の昭和25年（1950）頃に発掘調査が実施され（7号）、墓坑1基が検出されている。昭和39年（1964）から翌年にかけて、千歳市教育委員会は分布図の作成と発掘調査を実施した（1号・2号周堤墓）。また、同年の道路拡幅工事に伴い、土層断面の記録がなされた（2号）。昭和53年（1978）には、奈良国立文化財研究所（当時）の協力を得て、光波測距儀など最新の機器を用いた地形測量が実施され、新たな周堤墓の発見や構築の順番、開口部の存在など新たな知見が得られた。さらに、平成25～29年（2013～2017）に実施した詳細分布調査でも新たな周堤墓を1基追加し（14号周堤墓）、通路状遺構の存在を把握した。

エは、本計画書の策定に合わせて実施した景観調査の成果である。その項の冒頭に成果を列挙したが、今後の視点場の設定等に役立てたいと考えている。

ア 自然的調査の成果

千歳市城西端の支笏湖周辺の火山地帯に源を発する千歳川は、火山灰台地を東に流れ下り、千歳市街地の広がる扇状地を抜け標高約7mの沖積平野長沼低地に流れ出ると、方向を北に転じる。長沼低地とは、北は石狩川中流域の砂川付近から日本海の石狩湾に流出する石狩川河口域、南は太平洋側の勇払海岸にかけて広域に広がる石狩低地帯のうち、千歳川流域部分を指す。長沼低地を流れる千歳川は平均勾配1:7000の極めて緩やかな河床を持つ。そのためかつて河道は大きく蛇行し、両岸には広大な湿地帯が広がり、右岸には長都沼（オサツト一）、馬追沼（マオイト一）という大きな沼があった（図12）。これらの沼は現在では埋め立てられて、湿地

この図は陸地測量部発行の北海道仮製五万分一図「漁」千歳(明治29年製版同42年部分修正測図同43年改版)を複製、合成、加筆したものである。

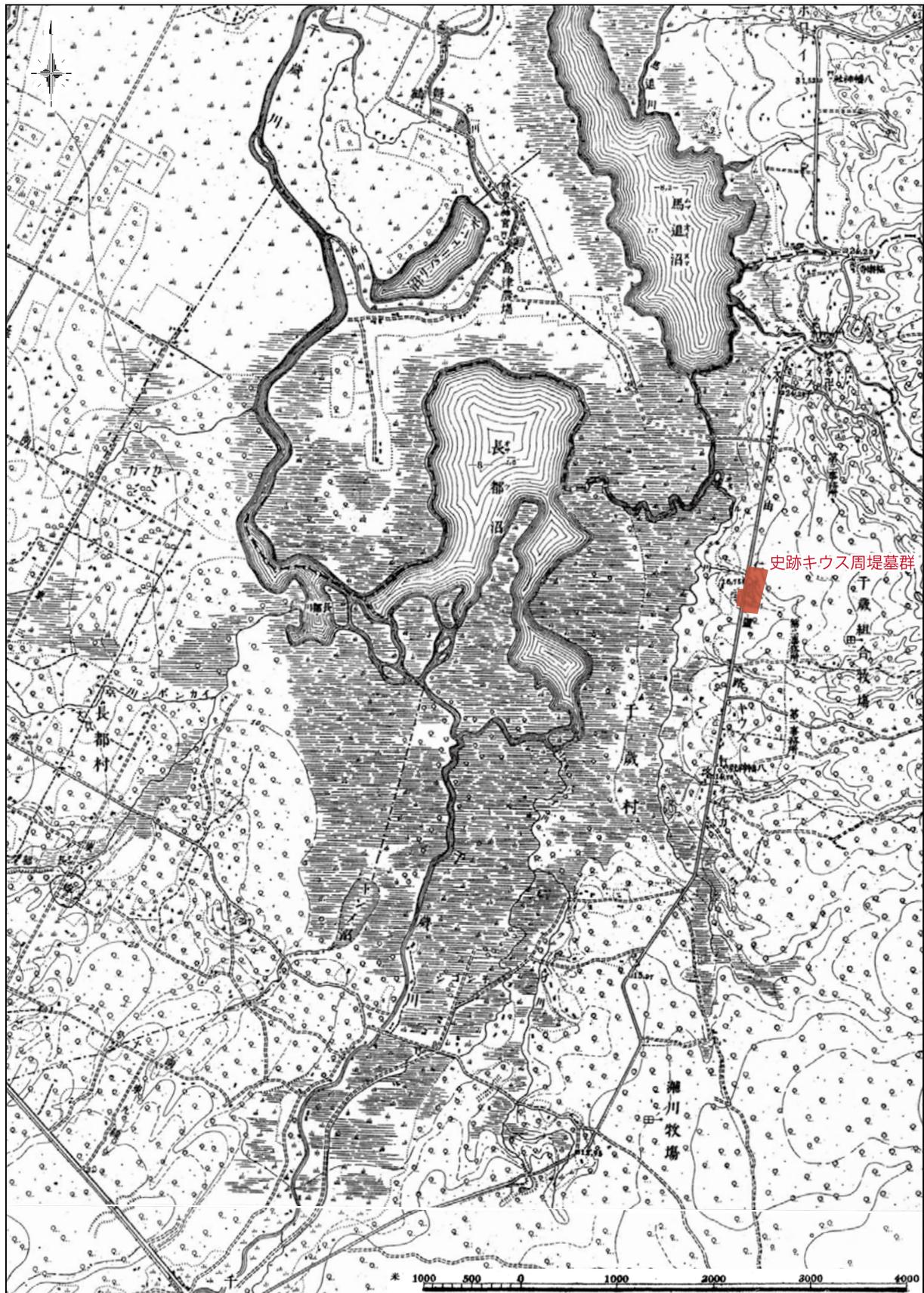


図12 地形図(明治43年発行)

この図は国土地理院発行の電子地形図 25000「長都」(平成 26 年 12 月 22 日調整) 及び治水地形分類図「長都」(平成 22 年 3 月作成) を複製、加筆したものである。

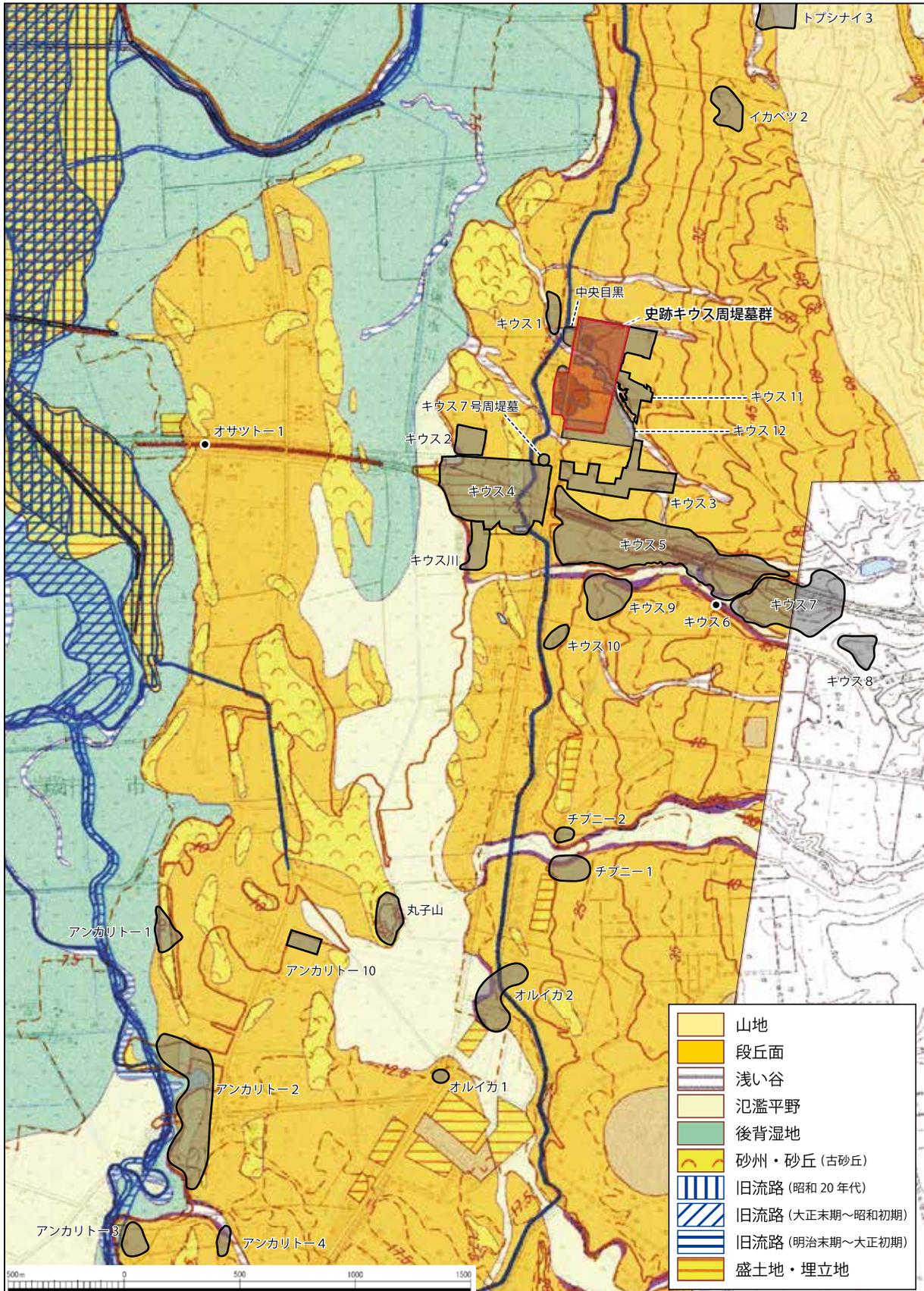


図13 地形分類と周辺遺跡分布図

は排水され農地となっている（図13左上の埋立地）。長沼低地の東縁には平均標高100m未満（最高点275m）の馬追丘陵が南北に伸びる（図13右上の山地）。馬追丘陵はこの30～40万年間隆起を続けており、長沼低地は反対に沈降し続けている地帯である。

史跡キウス周堤墓群は、かつての湿地帯と丘陵に挟まれた地点、北流して湿地帯に流れ込んでいた旧オルイカ川（現在では改修され第十五号排水川となる。図13中央）の右岸の、段丘縁から約500～600m東に離れたオルイカ川の支流、チャシ川とこれに接続する無名川（通称：チャシ川）の両岸に所在するが、キウス周堤墓群が立地する馬追丘陵西裾の長沼低地に面する標高15～21mの緩斜面は、国土地理院発行の治水地形分類図によれば、長沼低地南方の駒里台地から続く段丘面に分類される（図12・13）。

指定地域の中央付近を東西に横断する形で西方に流れる旧オルイカ川の支流であったチャシ川・無名の小川は台地を深度約5m侵食し、流路と兩岸の台地との間は急崖となっている。指定地域は無名川を除きおおむね平坦な地形であるが、全般に東から西方向に向かって約1：50の勾配をもって緩やかに傾斜している。無名川の南西には並行する極めて浅い谷地形が2本認められ、そのうち南西側の1本は2号周堤墓北東端へ向かって伸びている（図11）。史跡指定区域の外では2号周堤墓の南南西約250mに7号周堤墓が、さらに南西約120mからはキウス4遺跡の周堤墓群が続くが、7号周堤墓とキウス周堤墓群の群集する7基（1～5・11・12号周堤墓）の間には、両者を地形的に画する浅い谷が認められる（図13）。

キウス周堤墓群の南方約800mのところ、馬追丘陵の西裾を東から西に流れるキウス川があり、キウス川はキウス遺跡群の西側を北流する旧オルイカ川に流れ込み、旧オルイカ川は段丘面を浅く開析しながら標高約7mでかつては千歳川右岸の後背湿地に流入していた（図12・13）。旧オルイカ川の左岸（西側）には駒里台地から続く細長い段丘が北へ伸長している。その段丘面や段丘の縁に古砂丘（支笏火砕流堆積物が二次的に風成堆積したもの）が形成された。オルイカ川左岸の段丘面と湿地帯の比高差はオサツトー1遺跡付近で2m程度、アンカリトー1遺跡付近で4m程度と僅かである。図13の範囲内の遺跡はすべて低地（後背湿地、氾濫平野）よりも僅かでも標高の高い台地に立地しており、低地からは遺跡は確認されていない。

指定地域は、地表下に元文4年（1739）降下の樽前a降下軽石堆積物、縄文時代晩期の樽前c降下火砕堆積物や腐植土が約60cmの厚さで堆積しており、地域内の周堤墓を覆っている。縄文時代の古植生は花粉分析の結果から推定され、史跡内、無名川沿い台地での分析所見（詳細分布調査）によると、縄文時代後半期の史跡周辺の森林植生、草本植生は、低地のやや高い場所や台地上などに冷温帯性落葉広葉樹林の主要構成要素であるコナラ亜属を主体として、カバノキ属、シナノキ属、ウコギ科などからなる落葉広葉樹林が成立し、また、モミ属、トウヒ属、マツ属などの針葉樹は、後背の丘陵や山地などに生育していたものに由来すると推測され、ハンノキ属、ニレ属－ケヤキ属は、クルミ属などとともに、周辺の河川沿いや低湿地などに生育していたと考えられている（斎藤崇人・高野和弘 2019 「花粉分析」『史跡キウス周堤墓群総括報告書』）。

史跡南方のキウス4遺跡では、旧オルイカ川に面した低地部での分析所見から、縄文時代のキウス4遺跡周囲の沖積地にはヤナギ類を主としてハンノキ、オニグルミ、ヤチダモなどからなる河畔林が分布し、ヨシやカヤツリグサ科、アヤメ科などが分布していたほか、ヒルムシロが生育した水域も近くに存在した幾分湿った環境と推定され、一方、適湿な台地上はミズナラ、シラカンバ、ハルニレが主となり、イタヤカエデ・ハウチワカエデ、サワシバ、ホウノキ・コブシ、シナノキなどからなる落葉広葉樹林が分布、オオイトドリ、エゾニュウ、オオヨモギ、ススキ、ゼンマイ、シダ類などの陽地性草本が繁茂した草地も広がっていた植生状態が推定された（山田悟郎 1998 「キウス4遺跡の古植生について」『千歳市 キウス4遺跡(2)』）。

イ 歴史的調査の成果

(7) キウス周堤墓群

周堤墓は縄文時代後期後葉に造られた北海道に固有の集団墓である。これまでに約70基の周堤墓が確認され

表3 史跡を構成する周堤墓の概要

周堤墓名称	外径 (m)	内径 (m)	周堤の高さ (m)	周堤の幅 (m)	周堤低下部の 位置	周堤低下部の 方面	発掘調査年
キウス1号周堤墓	83	36	2.8 (2.1)	23.5	南西	浅い谷地形	1917・1964
キウス2号周堤墓	73	30	4.7 (4.2)	21.5	北東	浅い谷地形	1965
キウス3号周堤墓	51	27	0.8 (0.6)	12.0	南西	浅い谷地形	—
キウス4号周堤墓	79	43	1.5 (1.4)	18.5	西	通路状遺構	—
キウス5号周堤墓	51	24	0.8 (0.6)	13.5	西	通路状遺構	—
キウス6号周堤墓	52	22	0.6 (0.6)	15.0	北西	—	—
キウス11号周堤墓	53	23	0.6 (0.5)	15.0	(不明)	(不明)	—
キウス12号周堤墓	33	16	0.4 (0.4)	8.5	西	通路状遺構	—
キウス14号周堤墓	18.6	10.7	0.6	4.3	(不明)	—	2017

※各計測値(推定)は、1～12号が2013年地形実測(細部測量・現地表面)、14号が2015～2017年詳細分布調査(一部遺構調査・遺構面)の成果に基づく。周堤の高さは天端とくぼみ側(堅穴)下端との比高差をいい、値は他の周堤と重複していない箇所での最高値であり、カッコ内に1～6号が周堤低下部の対面、11号が南西部分、12号が南部分での値を示す。

ているが、一部が道東(斜里町・標津町)と芦別市にあるほかは、約60基が恵庭市、千歳市、苫小牧市の石狩低地帯南部に集中して分布している。そのうち史跡キウス周堤墓群付近で約半数の30基が発見されている。

史跡キウス周堤墓群ではこれまで9基の周堤墓が確認されており、チャシ川・無名川の北側に2基(キウス6号周堤墓・キウス14号周堤墓)、南側に7基(キウス1号周堤墓・キウス2号周堤墓・キウス3号周堤墓・キウス4号周堤墓・キウス5号周堤墓・キウス11号周堤墓・キウス12号周堤墓)が分布する。北側の6号と14号は、南北に並び接して所在する。南側の群は微地形の尾根に立地し、浅い谷を挟んで北には3号・1号・4号・11号が列をなし、南には2号・5号・12号がまとまり、それぞれに周堤を接続させた群として分かれ、3号-1号-4号と2号-5号が対峙する配置となっている。また、各周堤墓の内部への出入口と推定される周堤低下部(開口部)の位置と道跡と推定される遺構及び微地形との関係においては、群の西側に位置する4号・5号・12号は通路状遺構、1号・2号・3号は「浅い谷地形」との関係性を有する配置となっている(図11、表3)。

11号周堤墓の北半部(指定地域外)を除いて周堤はよく保存されており、14号を除く8基において、外径33～83m、周堤幅8～24m、堤の高さ0.4～4.7mの環状の堤を現在でも視認することができる。周知の周堤墓において、史跡は周堤墓が現認でき、かつ特段に規模の大きい周堤墓が集合していることに特色がある。

これら周堤墓は、1号・2号・3号・4号・5号・6号・11号・12号の各周堤墓が個々に埋蔵文化財包蔵地として北海道の周知資料に登載され(登載番号A-03-76・77・78・79・80・81・86・87)、14号周堤墓はキウス11遺跡(A-03-288。時代:旧石器・縄文・続縄文・擦文、種別:集落跡)のひとつの遺構として周知されている。なお、キウス7号周堤墓及び8号・9号・10号・13号周堤墓については、7号は周知の埋蔵文化財包蔵地(A-03-82)として2号周堤墓から南南西約250mの史跡範囲外に所在し、現地表面の起伏でその存在を確認できる。8号・9号・10号は、昭和36年(1961)に1号～7号とともに「キウス遺跡の環状土籬」とされた周堤墓群を構成したもの(図17)で、昭和54年(1979)周知資料に登載された(A-03-83・84・85)が、いずれも「土籬消滅」と認識されていて(千歳市教育委員会 1979『千歳市における埋蔵文化財(上)』)、平成10年(1998)に登載が抹消された。現在、9号・10号はキウス4遺跡のX-6・X-4周堤墓であり、8号はキウス4遺跡内に所在する可能性があるとする見解もある(藤原秀樹 2000「キウス周堤墓群周辺の研究史と周堤墓の数」『千歳市 キウス4遺跡(5)』(財)北海道埋蔵文化財センター)。13号はキウス周堤墓群から南方約3kmの地点に位置する遺跡として昭和54年周知資料に登載された(A-03-88)が、平成13年(2001)該当地の埋蔵文化財包蔵地範囲確認調査でその存在

が確認されなかったため、同年登載抹消（オルイカ1遺跡に名称変更）された（図13）。

(イ) 周辺の遺跡

かつて千歳川（シコツ川）は長都沼から北流して石狩川に合流しており、日本海海域から回帰するサケ・マス類、丘陵の広葉樹が育む堅果類、多くの動物など食料資源に恵まれたと考えられるこの地域には人々が集住し、多くの遺跡が残された。

旧オルイカ川支流のキウス川及びチャシ川・無名川付近には、東西約2km、南北約1.5kmにわたる範囲に後期旧石器時代から中近世までの全時代を網羅する大遺跡群が所在する（図13）。

キウス川流域において遺跡群の最も下流側、キウス周堤墓群の南西約600mに位置するキウス4遺跡では、キウス周堤墓群と同じ縄文時代後期後葉の集落が発見されている。遺跡は、北海道横断自動車道（千歳～夕張）と千歳東インターチェンジの建設工事に伴う埋蔵文化財範囲確認調査によって広大な包蔵地が確認され、平成5年（1993）～10年（1998）までの5万㎡近い面積を対象とした発掘調査によって、後期後葉の周堤墓・盛土遺構・道跡・建物跡・水場遺構・貯蔵穴などが確認され、周堤墓20基が群在する東の墓域と、住居や建物266軒が集まる西の居住域や、それを囲む南北2列の長大な盛土遺構など、ほぼ全面的な集落構成が判明している（(財)北海道埋蔵文化財センター 2003 『千歳市 キウス4遺跡(10)』ほか）。周堤墓は遺構確認調査によって保存が図られた11基と、発掘調査中に新たに発見された9基がある。時期はやや古い段階のものが多く、規模は内径が6m程度で周堤の低いものから内径27mの大きなものまであり、時期を経るにつれて規模が拡大していく様相がうかがわれ、墓坑の数や構造、副葬品のあり方についても時間的変容が把握された。内部の墓坑数は、1個あるいは2個が初現で次第に数を増す。埋葬形態には伸展葬と屈葬があり、2体や4体の合葬例や小児墓もみられる。墓標は木柱痕の残された例が時期が古く、角柱状の立石（石柱）を伴う例が新しい。副葬品や着用品も当初はほとんどなく、時期が新しくなるにつれて、漆製品やヒスイ玉の伴出が増加することが考察された。道跡は、南北2列の長大な盛土を主体として建物群を取り囲む環状の盛土遺構から、遺跡北東部でそれぞれつながっているように観察される2条の約10～15m間隔で並列した「直線状盛土」に挟まれて、遺跡北東部の周堤墓群・キウス7号周堤墓方面に延びている（(財)北海道埋蔵文化財センター 2000 『千歳市 キウス4遺跡(5)』）。

キウス周堤墓群とキウス4遺跡の中間付近にはキウス7号周堤墓があり、現在でも周堤の高まりと中央部のくぼみを視認することができる。キウス1遺跡は、キウス6号周堤墓の西方約150mに位置しており、昭和39年（1964）に小規模な発掘が行われ、周堤墓と同時期の「平地住居址」・「遺物包含地」が調査され、キウス周堤墓群はこの集落の人々の墳墓と推測された（大場利夫・石川徹 1967 『千歳遺跡』）。馬追丘陵西麓の段丘面には、そのほかトプシナイ3遺跡、イカベツ2遺跡、チプニー1・2遺跡、オルイカ2遺跡などが確認されている。

旧オルイカ川の左岸（西側）では、駒里台地から続く細長い段丘面や段丘の縁に形成された古砂丘にオサツトー1遺跡、丸子山遺跡、アンカリトー1～4・10遺跡、オルイカ1遺跡などが分布する。このうち古砂丘上に立地する丸子山遺跡からは周堤墓が2基確認されている（千歳市教育委員会 1994 『丸子山遺跡における考古学的調査』）。

キウス周堤墓群の北北東約5kmに所在する長沼町幌内地区にある幌内神社（図12右上方の「八幡神社」）では、もともとは周堤墓の墓坑に伴っていた石柱と考えられる複数の立石（メンヒル：町指定文化財）が保管されている。明治時代に神社近傍の同地区丘陵地（現在の幌内L遺跡（旧称ウレロッチ川左岸遺跡））から10本のメンヒルが採取されていることが前出の河野常吉の稿本に記されている（宇田川洋校註 1981 『河野常吉ノート考古篇1—北海道先史時代遺跡—』）。このように、キウス周堤墓群を取り巻く周辺一帯は、周堤墓が集中する非常に特異な地域であるといえる。

史跡キウス周堤墓群西側の南長沼用水付近では、縄文時代後期の土器を主として縄文時代中期～擦文文化期の2,000点を超える遺物が地元住民により表採されている（千歳市教育委員会 2019 『史跡キウス周堤墓群総括報告書』）。イカベツ2遺跡の西方、史跡の北約1kmの段丘縁にはかつて堅穴群の存在が確認されており（北海道庁

1918 『北海道史附録地図』(図15)、旧オリカ川や湿地帯に臨む段丘縁辺を中心に史跡周辺の西側及び北側には未知の遺跡が所在する可能性が高い。

(ウ) 明治期の動向

キウス周堤墓群が所在する中央地区(キウス)の開拓は、明治24年(1891)の由仁街道開削に始まり、当地区は由仁、長沼、栗山へ通じる交通の要衝となった。すなわち、キウス周堤墓群の2号周堤墓及び4号周堤墓の破壊を伴う主要街道の開削が中央地区への入植、地域振興の契機となったのであった。

当地域への入植は、明治26年(1893)の村田重吉と木村寅蔵(チブニー川流域か)に始まるとされる。馬追丘陵の中央地区一帯は、明治初期から国の御料地とされていたが、その後国策によって牧場として開放されることとなり、滝川彌兵衛による滝川牧場、高木悌次郎・森井平兵衛による千歳牧場となった。その後、高木が一手に管理するところとなり、第一から第三までの牧場を設置した(図12)。高木から長沼、広島に通じる灌漑溝工事を請け負っていた鈴木六三郎は、明治39年(1906)に牧場の管理を一任されることとなり、中央地区に移転。さらに、明治40年(1907)から43年(1910)にかけて、高木からすべての牧場を一括して譲渡されることとなった。これが、キウス6号・14号周堤墓の保存につながることとなった。

ウ 発掘調査等の成果

史跡キウス周堤墓群は、明治時代に「キウシの堅穴」としてその存在が知られていた。これは、当時、北海道庁の嘱託であった郷土史研究家の河野常吉が、自筆の稿本『北海道先史時代遺跡』に、「新保清次郎の妻なるアイヌの話及野村恭三郎氏の見所、明治34年」と記した3話のひとつからうかがうことができる。「一、キウシの堅穴 キウシ川の^(マ)にて、道路側に大なる堅穴数個あり。其中一個は、道路其中央を貫けり。皆丸形にて直径は十間以上もあり。」(宇田川洋校註 1981 『河野常吉ノート考古篇1—北海道先史時代遺跡—』)。

現在、指定地域に9基の周堤墓があるキウス周堤墓群は、北海道庁が大正7年(1918)に刊行した『北海道史附録地図』に「先史時代原始時代の遺址」のひとつ「キウスの遺跡」として、「土塁を繞らしたる円穴5箇(キウス1号～5号周堤墓)が縮尺1200分の1実測図(平面図・断面図)の形で掲載され(図14右)、また縮尺5万分の1の周辺地形図にその位置が記された(図15)。「北海道に於ける和人以外の人民に関する原史時代以前の遺跡」と定義された「遺址」の種別として「堅穴・チャシ即ち砦・遺物包含層・貝塚・環状石籬・岩壁の彫刻等」があげられているが、「キウスの遺跡」の種別は「普通の堅穴」とは区別されるものの特定されていない(北海道庁 1918 『北海道史附録地図』)。

この遺構実測は大正6年(1917)北海道庁技手松坂修吾により測量されたものであるが、これと同時に北海道庁嘱託阿部正己により「考古学上の調査」が行われており、調査結果は大正8年(1919)「北海道の土城」『人類学雑誌』第34巻第10号で報告された。ここで「キウスの遺跡」は、「アイヌ」の「チャシ」と見るべからざる特種のものであり、「キウスの土城」(「此種(「主として工事を施し土塁を円形又は方形に築き、必ずしも天険に抛らざる」)の砦は主として土塁より成るを以て、此に土城を名くる所以なり)として説明された。

「キウス土城の形状は円形に囲みたる土塁五個より成り、其中大小二個は東西に相接触して、且つ前者を擁護するか如く位置す、前二塁との距離は五六間あり其中の二個に土塁上に浅き出入口を設くるものあり、各塁何れも正円形にして、其内径最大なるものは、三十八間、最小なるものは二十一間、土塁の高さは最高のもは塁内一丈五尺、最低のもは約二尺あり、其中二個は塁内を常地より深く堀下ぐ、且つ北方三個中の中央のもは、斯く堀下げたる上に、内底の周囲に小壕を繞せり、塁外には総て壕を設けず」。

「何者の構築に成りしや」について「先ず遺物に由りて之が推定を下さんと欲し土城の内外を搜索したるも、(中略)一物も発見せず、依て更に発掘を試みて包含物並に其包含層に由りて此土城の築造年代を推定せんと欲し」て行われた1号周堤墓の「中心部」での「約9尺四方」「深さ9尺」の発掘は、「何等の包含層を発見せず、従て築造年代を概測し得る憑拠を発見すること能はざりき」結果であった(調査地点はいまだ特定されていない)。

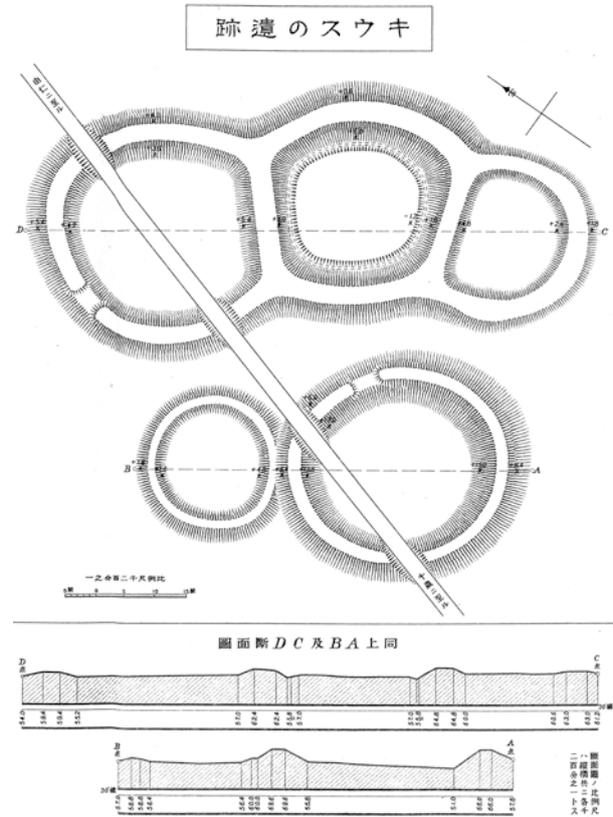
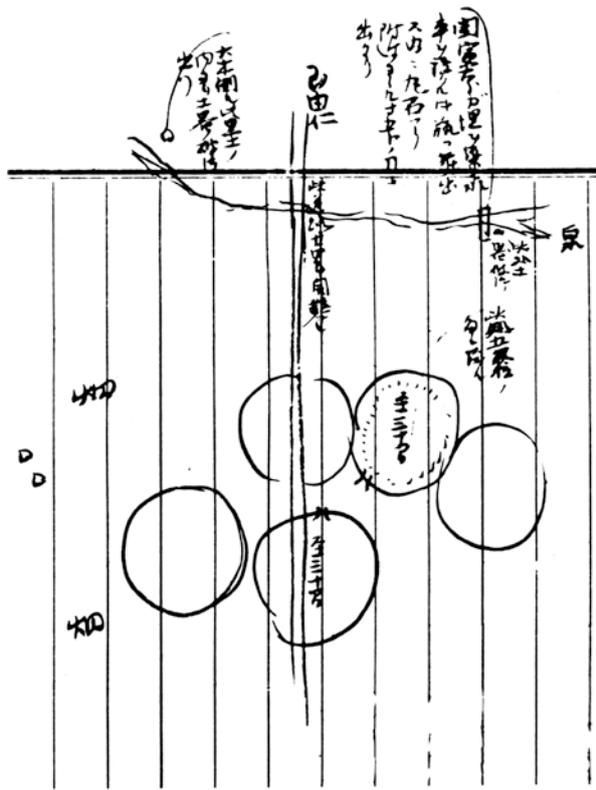


図14 「キウスの遺跡」図(大正6年)(左:宇田川校註 1981 右:北海道庁 1918)

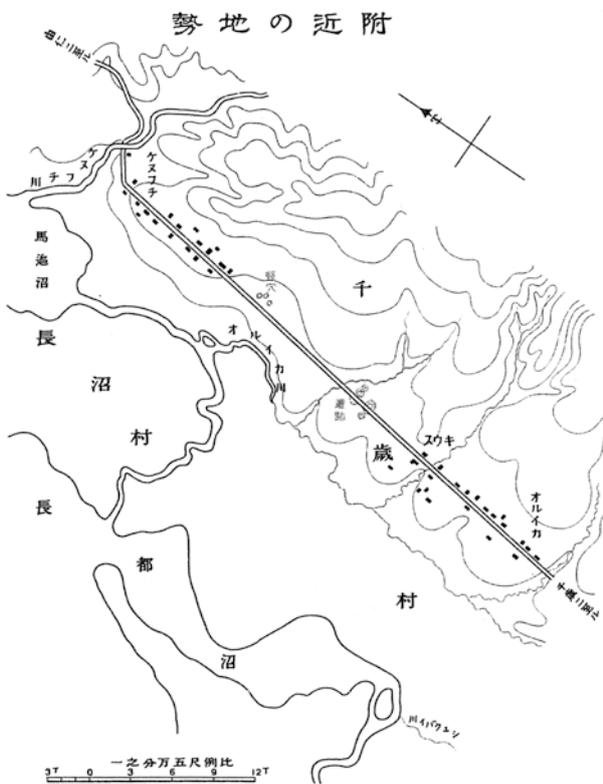


図15 「附近の地勢」図(北海道庁 1918)

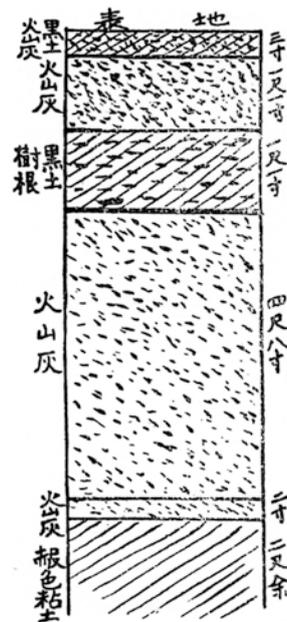


図16 キウス1号周堤墓発掘地層図(阿部 1919)

発掘地層は、昭和39年（1964）の1号周堤墓の発掘調査での地層（大場利夫・石川徹 1967 千歳遺跡）に対比でき、地表下2層目「火山灰」層が「第2層 樽前A火山灰層」、3層目「黒土」層が「第3層 黒土層」・「第4層 樽前C火山灰層」・「第5層 黒土層」を一括した層、4層目「火山灰」層が「第6層 樽前D火山灰層」となり、対比される各層厚は同じものとなっている(図16)。

阿部は、1号周堤墓北側のチャシ川・無名川の河岸崖及び下流倒木根より「アイヌ式」土器（縄文土器）の破片を採集しているが「土城とは関係なきアイヌの遺物なるや疑いなし」と判断した。

昭和30年（1955）発行の『日本人類学会 日本民族学協会 連合大会第9回記事 昭和29年10月』「67 北海道ストーンサークルと環状土籬」の報文で、河野広道は、周堤墓について「環状土籬とは、環状に土堤を周らせた石器時代住民の遺構である。」「環状土籬の内部には、墓壙を有する墳墓（1個の場合も、多数の場合もある）がある。」「その構築された年代は、本州の関東及び奥羽地方の新石器時代後期乃至晩期初頭に平行する文化期に属する。」と説明し、当時北海道内で確認されていた3か所の周堤墓（斜里町朱円栗沢台地、千歳町キウス、芦別市野花南）を紹介する中で、キウス周堤墓群については「チャシまたは土城の名で知られていた遺跡であって、昭和5年に北海道庁により史蹟として仮指定されたものである。この他千歳町内には数個所に同様の環状土籬があり、その1個を調査の際、中央部に墓壙が認められた。」と述べ、発掘調査に言及した。調査結果は未発表であるが、昭和42年（1967）刊行の『千歳遺跡』によると、調査された周堤墓は2号周堤墓から南南西約250mに位置する7号周堤墓（指定地域外）であり、昭和25年（1950）頃「土塁のほぼ中央部に石柱があつて、その付近から墳墓1ヶを発見し発掘した。それによれば墓壙にはベニガラが使われ、副葬品はなかった」という（大場利夫・石川徹 1967 『千歳遺跡』）。

千歳市では、昭和33年（1958）に設立された文化財調査委員会の文化財保護活動の一環として、チャシ等4か所の遺跡を対象とした昭和38年（1963）から4か年にわたる調査が計画され、昭和39年（1964）～40年（1965）に千歳市教育委員会がキウス周堤墓群の一部について発掘調査を実施した。また、この調査で「キウス遺跡の環状土籬群」として、「キウスのチャシ」の1号～5号周堤墓のほか、6号・7号と、「7号の南西約400m」のキウス川右岸に位置する8号・9号・10号の5基の周堤墓を発見し、分布図を作成した(図17)（8号・9号・10号は平成10年（1998）埋蔵文化財包蔵地の登載抹消）。「キウス遺跡」は、これらの周堤墓群のほか、発掘したこれと同時期の「平地住居址」・「遺物包含地」（指定地域外。現在のキウス1遺跡）を含むものとしている。

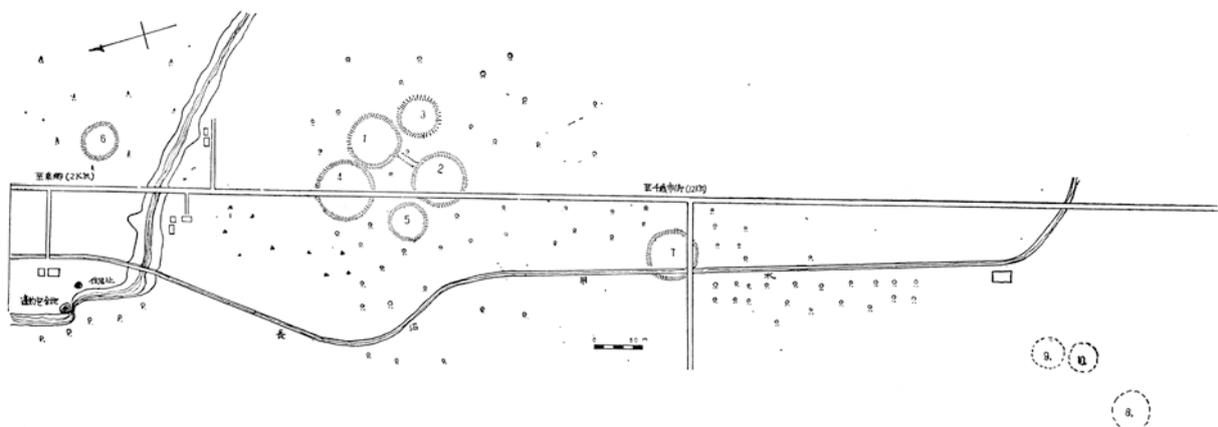


図17 「キウス遺跡の環状土籬」分布状態図（千歳市教委 1967：第17図）

昭和39年の1号周堤墓の調査では、周堤墓の中心から周堤にかけて幅1～2m、長さ33m、約67㎡のトレンチを発掘し、中心付近で、「今回の調査前にすでに発掘されており、内部が攪乱されていた」長径2mの墓坑1基



写真13 キウス1号周堤墓発掘区全景（1964年7月）（北より）



写真14 キウス1号周堤墓発掘区近景（1964年7月）（北より）

高木と灌木が密生し鬱蒼としていた1号周堤墓。発掘は7月26～29日の4日間で行われた。写真14に見る発掘区の底面が検出された周堤墓の底面である。右側手前の学生が立つ落ち込み箇所が「発掘前に攪乱したところ」(図18)であり、大正6年(1917)の阿部による発掘箇所かもしれない。学生の左側で第1号墓坑が確認されていて、この撮影後に、学生の右側が拡張されて(写真13)、第4号・5号墓坑が検出された。発掘区の奥が3号周堤墓方面で、もう1人の学生が立つ高まりが周堤である。現況は写真45(58ページ)で、高木により位置関係が対照される。



写真15 キウス1号周堤墓第1号墓坑検出状態（西より）

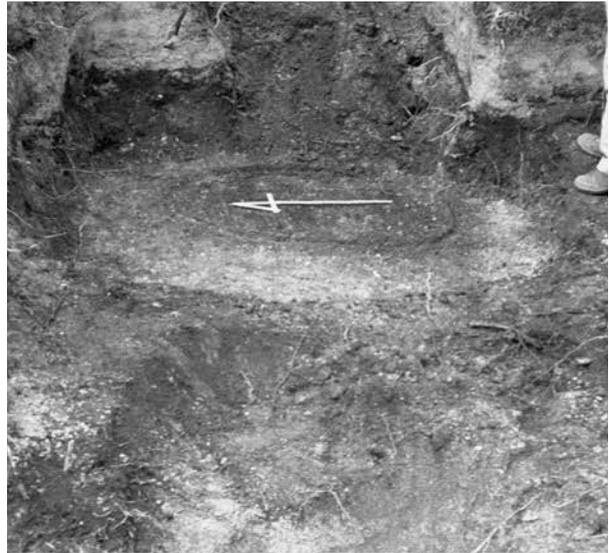


写真16 キウス1号周堤墓第2号墓坑検出状態（西より）



写真17 キウス1号周堤墓第3号墓坑完掘状態（東より）



写真18 キウス1号周堤墓第4号墓坑完掘状態（南より）

写真19 第4号（手前）・第5号墓坑検出状態（上：南より 下：東より）

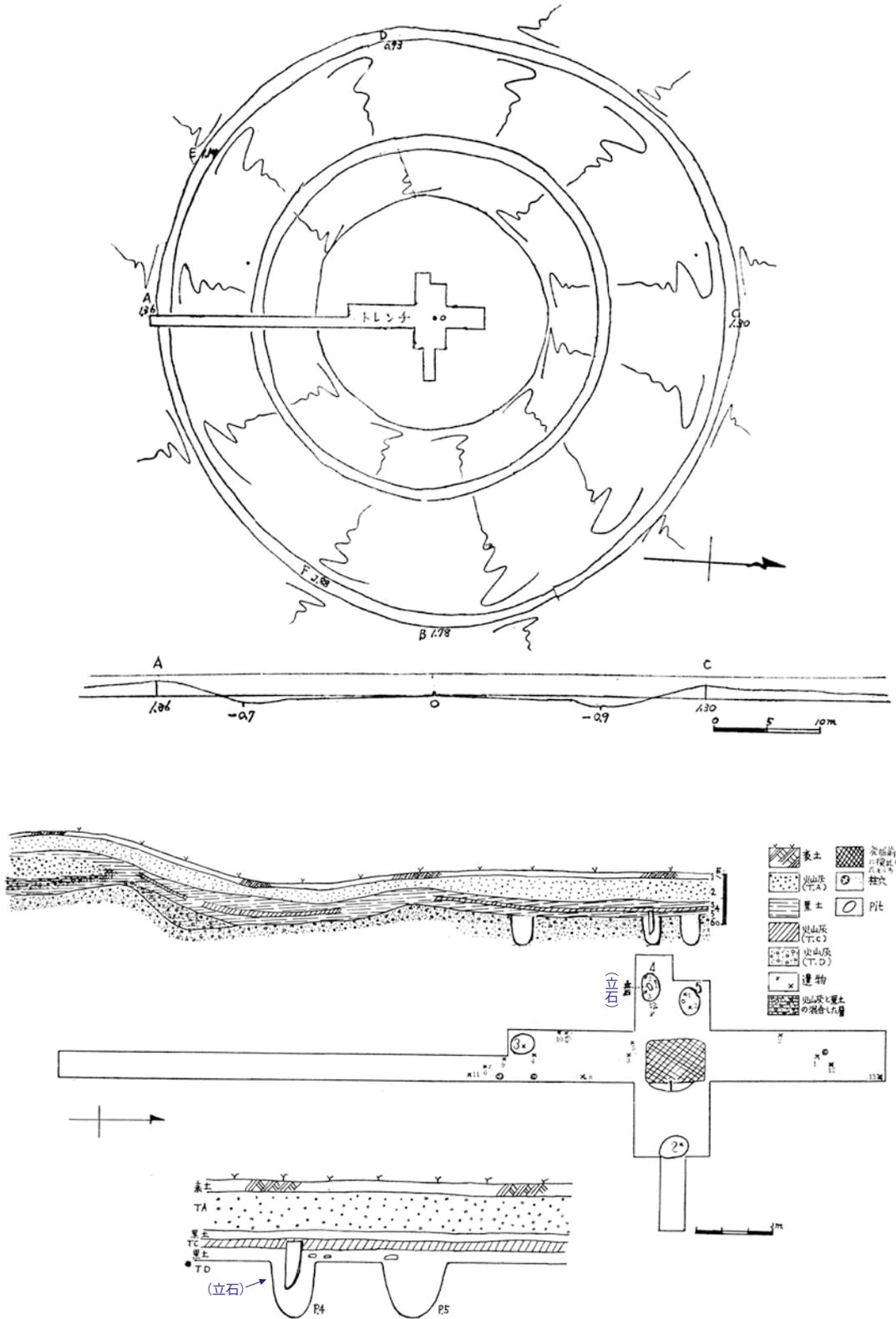


図18 キウス1号周堤墓実測図（千歳市教委 1967：第18・19図 に加筆）



写真20 キウス2号周堤墓発掘調査状況（1965年7月）（北西より）

発掘は7月28～30日の3日間で行われた。写真は道路寄りから発掘区を見たところ。一見発掘区が深く見えるが、これは発掘区脇に掘削排土を堆積したため。手前に礫群が検出されている。

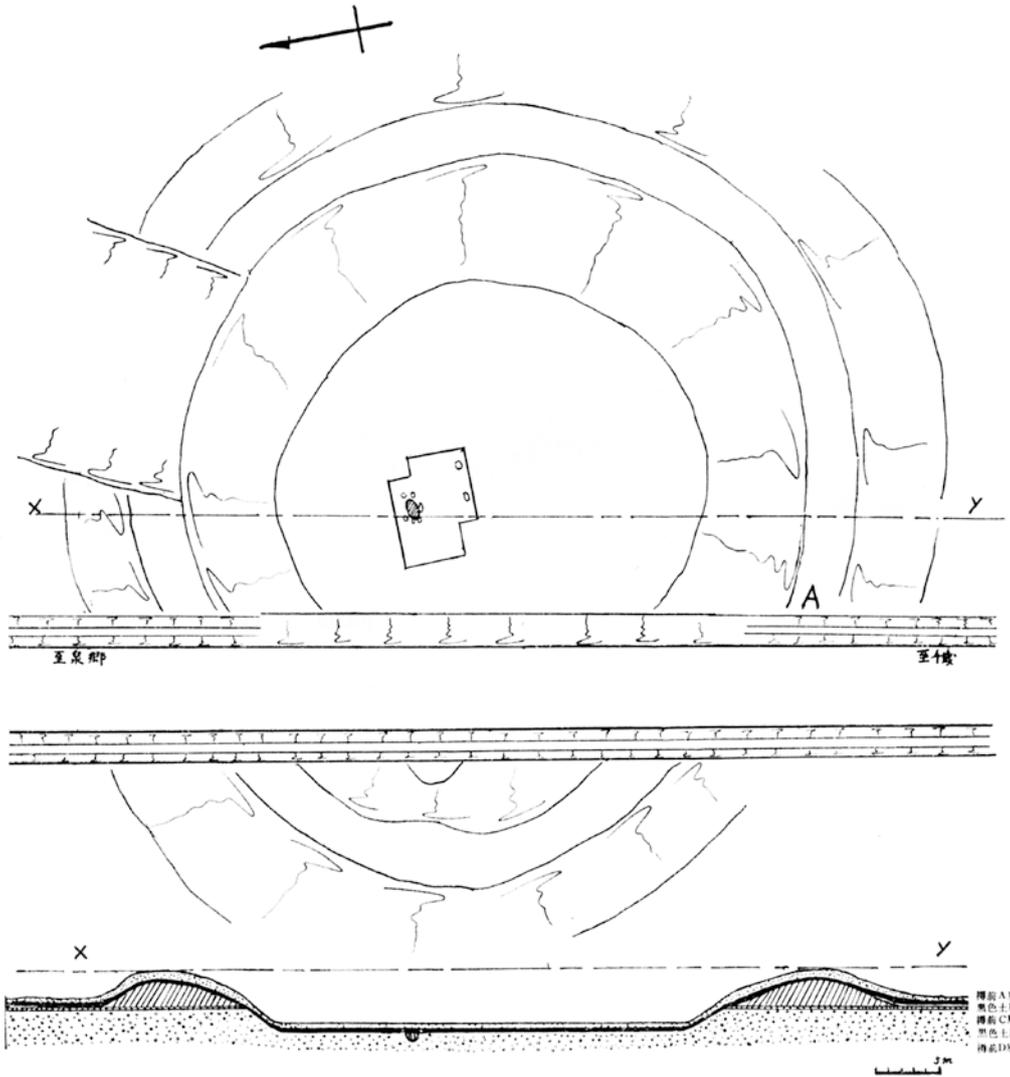


写真21 キウス2号周堤墓墓坑検出状態（北より）

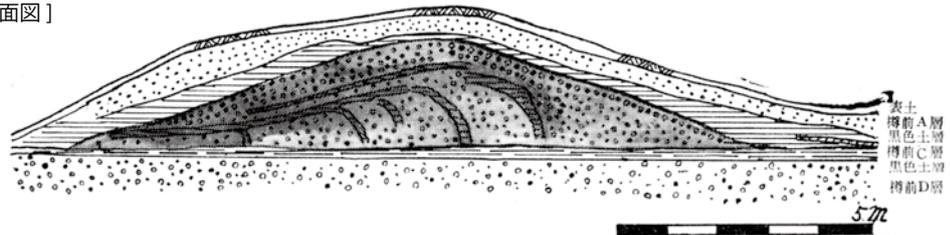
墓坑は礫群の中に置いた折り尺の手前側に位置する（図19「墳墓平面図」参照）。



写真22 キウス2号周堤墓周堤（図19「土籬A部」）断面（1965年6月）（西より）※2カット合成



[土籠 A 部断面図]



[墳墓平面及び断面図]

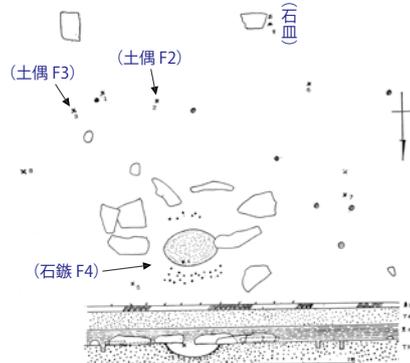


図19 キウス2号周堤墓実測図（千歳市教委 1967：第58～60図 に加筆）



写真23 キウス2号周堤墓近景（1964-65年頃。道路は当時の道道千歳由仁線）（北西より）※3カット合成

と、新たに長径1m前後、深さ60cmの楕円形、円形の墓坑を4基確認した。墓坑は長軸方向を南北方向にとるもの3基、東西方向にとるもの2基がある。各墓坑覆土から土器片、石器片が少量出土したが、坑底からの副葬品や赤色顔料は検出されていない。また、いずれも墓坑においても人骨の遺存は確認されなかった（「墓坑内の遺体は腐朽して土状化していた」と報告）。「第4号墓坑」では墓坑中心部（埋土）に長さ62cmの立石（石柱）が検出された（図18・20、写真13～19）。

翌40年には2号周堤墓の中心付近で約48㎡の発掘調査を行い、東西方向に長軸を持つ楕円形の墓坑を1基確認した。規模は、長径108cm、短径97cm、深さ25cmを測る。副葬品や人骨については、「墓坑の内部には腐朽した骨格の残存が認められ、点状のベニガラ（酸化鉄）が検出されたが、底部には一面に敷きつめたベニガラ層が認められた。また、遺体の副葬品として黒曜石の石鏃1ヶが出土した」と報告された。墓坑周囲に8個の配石がみられ、付近から土偶やベンガラが付着した石皿などが出土した（図19・20、写真20・21）。また、この発掘に先立ち、同年の道路拡幅工事の際に「再び削られた」2号周堤墓周堤の土層断面が記録された（図19、写真22・23）。

この一連の発掘調査の報告書『千歳遺跡』で、1号周堤墓は「広義では、これら（「先に斜里で発見調査された、環状土籬」）と同様の環状土籬の種類と考えられ」、「縄文文化晩期初頭」に構築された「墳墓」であると判断された。またキウス遺跡の「環状土籬群は、平地住居を残した人々の墳墓であり」、「本遺構の構築は、共同体で行われたものと考えらるべきであり」、「環状土籬の存在は、共同体を単位とした生活圏が確立していたための所産とみることができよう」と述べられている（大場利夫・石川徹 1967 『千歳遺跡』）。

これらの調査とは別に、上記の道路改良工事の際に4号周堤墓北側外縁部で発見された土坑墓が1基発掘され、石棒の副葬が確認されている（石川徹 1969「北海道千歳市キウス環状土籬外縁部墳墓について」『北海道考古学』第6輯）

（図21、写真24・25）。土坑墓は、北西－南東に長軸を持つ楕円形平面を呈する。規模は、検出面で長径約185cm、短径約90cm、深さは約60cmを測る。坑底には1段低い坑底面に多量のベンガラが散布されており（西北部に厚い（約4cm）、その範囲で土坑規模を見た場合は、長径約110cm、短径約90cm、深さは約60cmである。

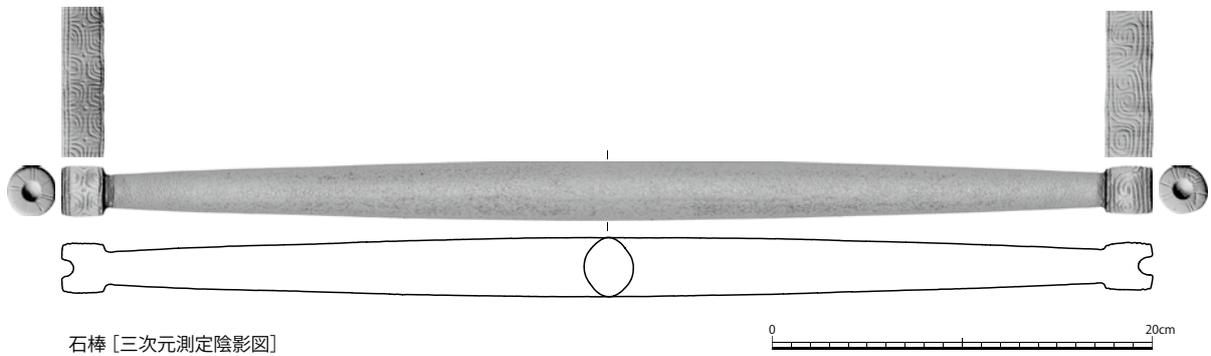
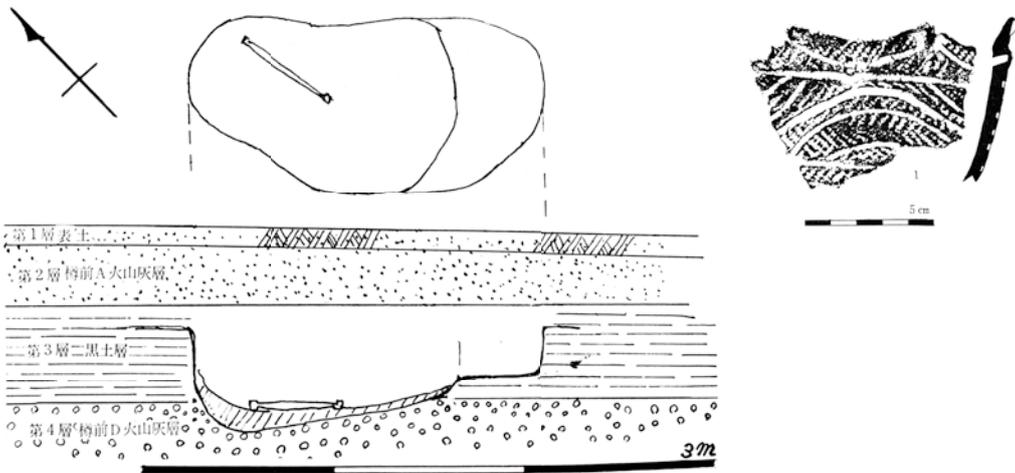
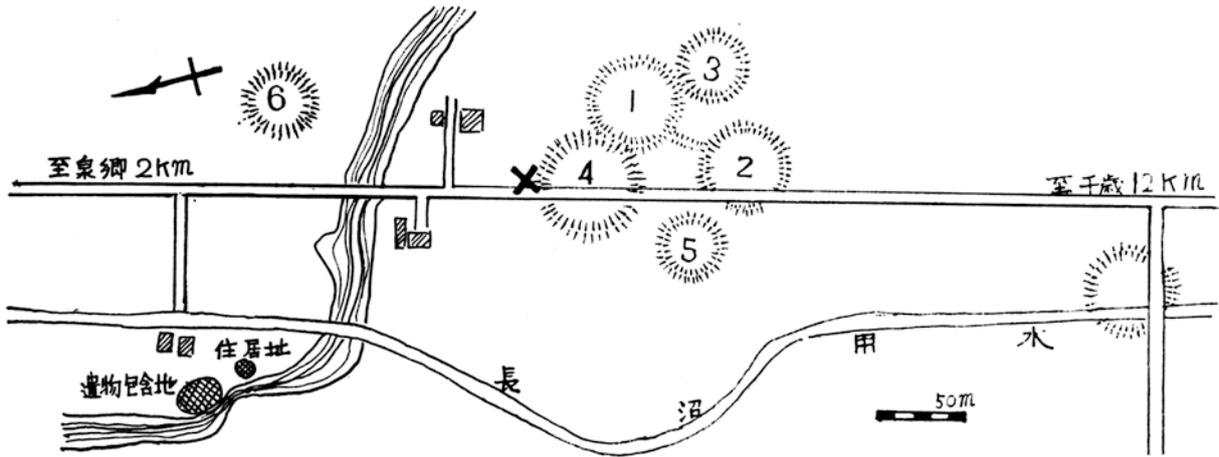
「遺体は腐朽して全然痕跡をとどめていない」。完形の両頭石棒はベンガラ層中にあり、埋土中位から土器片が1点出土している。



写真24 キウス4号周堤墓外縁部土坑墓内石棒出土状態（南西より）



写真25 キウス4号周堤墓外縁部土坑墓調査状況（西より）（↓が土坑墓の位置。右側の土手が4号周堤墓周堤）



石棒 [三次元測定陰影図]

図21 キウス4号周堤墓外縁部土坑墓位置図及び土坑墓・出土遺物実測図（石川 1969：第1・3・5図 ほか）

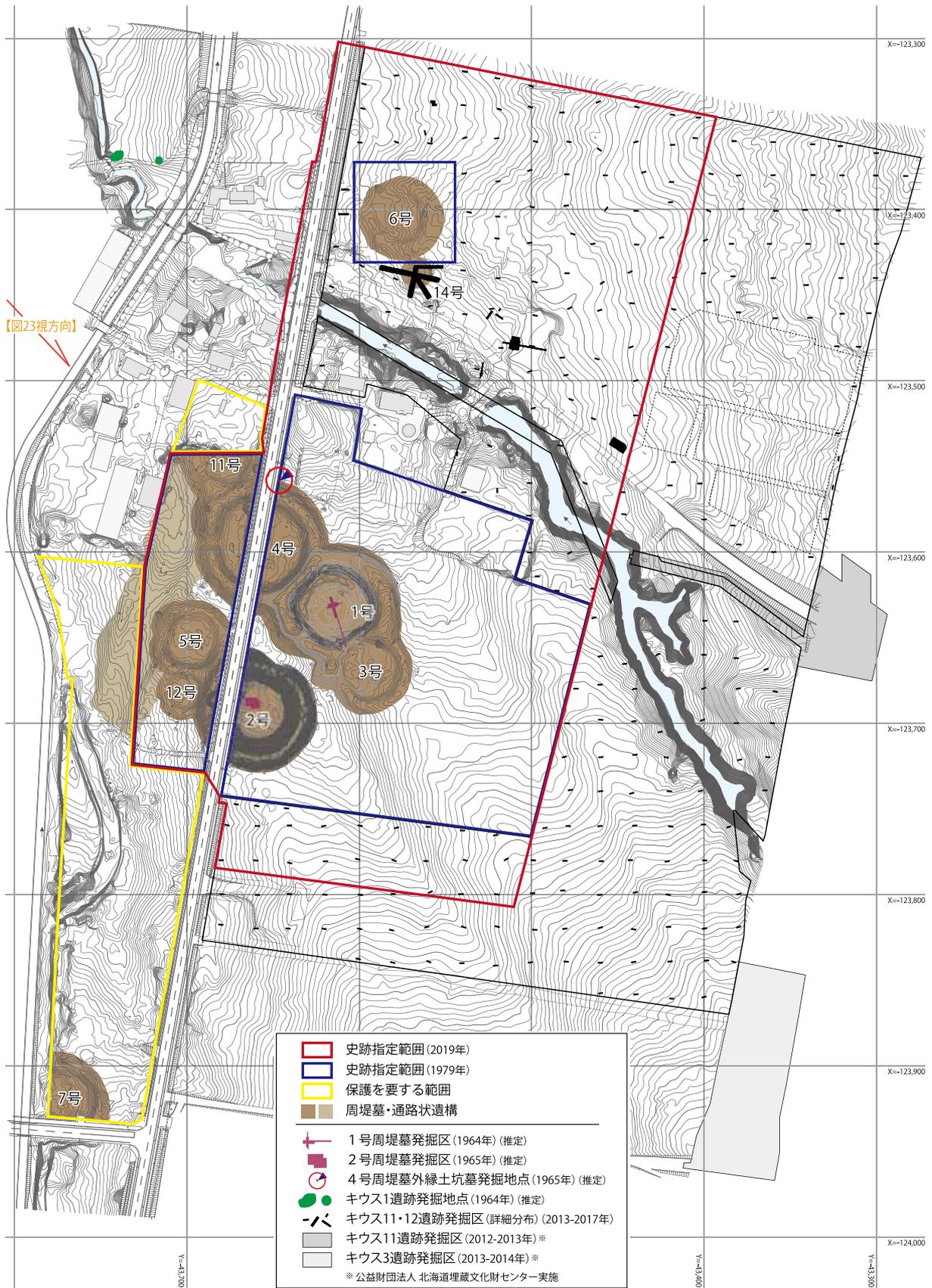


図22 発掘調査地点図

昭和52年（1977）、奈良国立文化財研究所（現 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所）の田中琢、佐原眞らは、北海道において開催された広域遺跡保存シンポジウムの後、千歳に立ち寄り、当時文化庁調査官であった小林達雄の勧めでキウス周堤墓群を訪れることとなった。自然環境の支配下にあった縄文人が大規模記念物を造営したという認識は当時としてはなかったことから、田中・佐原両氏はキウス周堤墓群の規模に大きな衝撃を受け、それまでの縄文文化のイメージは大きく変換を迫られるところとなったという。

こうして、遺跡の重要性が強く認識されたことから、翌昭和53年、千歳市教育委員会は、遺構の実態の把握と史跡指定申請の資料を得る目的で奈良国立文化財研究所の協力を得て遺跡の地形実測（基準点測量及び周堤墓の細部測量（縮尺200分の1））を行い、縮尺1000分の1の実測図（図10）を製作した（西村康 1979 「キウス環状土籬群の地形実測について」『千歳市における埋蔵文化財(上)』千歳市教育委員会）。これは無名川を含み、北側の6号周堤墓から南側の2号周堤墓までの範囲を対象とするもので、当時国内に数台しかない光波測距儀や経緯儀を使用した測量により従来見落とされていた11号周堤墓と12号周堤墓の存在が明らかになった。周堤が接続する群では周堤の一部共有あるいは重複が認められ、「土砂の堆積状況」から11号→4号→1号←3号、12号→5号→2号の順序（旧→新）で「いくらかの時間的傾斜をもって」周堤墓が構築されたことが推定され、周堤墓の大型化が指摘された。構造上の特徴として各周堤墓が周堤に1か所その一部分を低くした開口部を有することが確認された（大谷敏三 1978 「環状土籬」について『考古学ジャーナル』No. 156）（図10・23参照）。

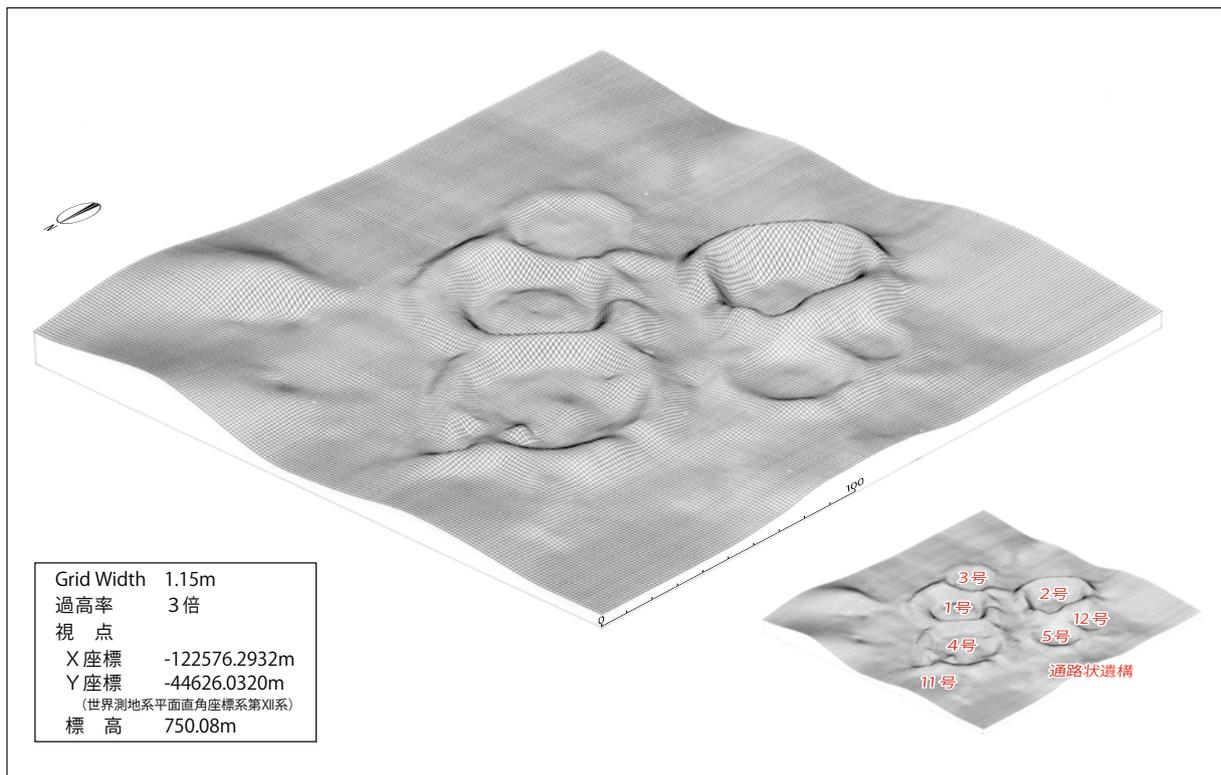


図23 史跡キウス周堤墓群ワイヤーフレーム地形図

平成25年（2013）～29年（2017）に千歳市教育委員会により史跡指定地周辺の初の詳細分布調査が、国道337号東側の区域を対象として実施された（千歳市教育委員会 2019 『史跡キウス周堤墓群総括報告書』）。

周堤墓は、無名川北側において6号周堤墓に南接した周堤墓が1基（14号周堤墓）新たに発見された（図22・24、写真26・27）。推定規模は、竪穴部が直径10.7m、周堤外径が18.6mであり、史跡既指定の各周堤墓と比較すると小型である。キウス周堤墓群とキウス4遺跡の周堤墓についての外径・内径・竪穴床面から周堤頂部ま

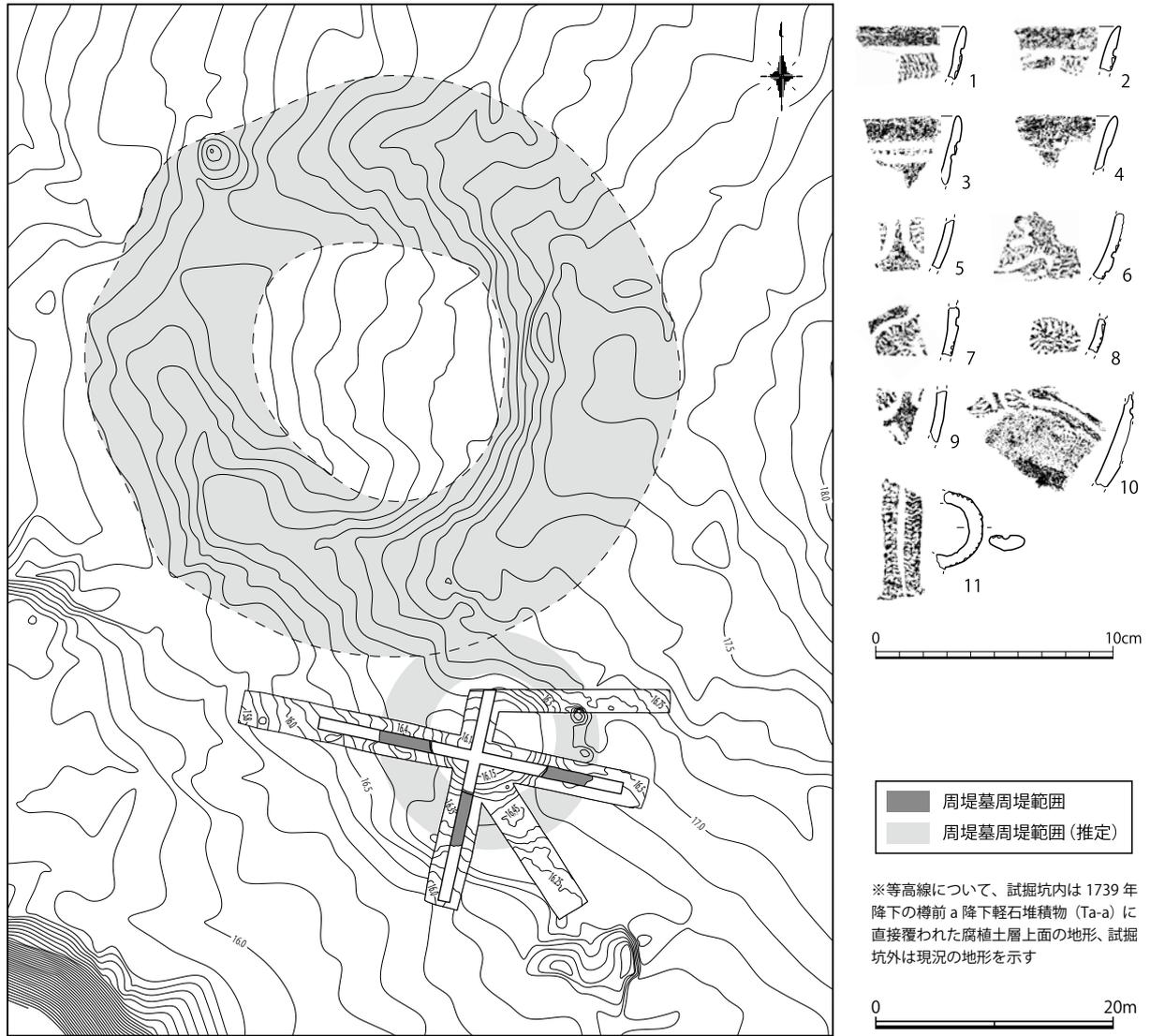


図24 キウス6号周堤墓(上)・14号周堤墓実測図及び発掘区(遺構外)出土土器拓影図



写真26 キウス6号周堤墓(上)・14号周堤墓全景(空中写真)



写真27 キウス14号周堤墓検出状態(南西より)

での高さに基づく周堤墓の規模を分類した基準（藤原秀樹 2000「キウス4遺跡・キウス周堤墓群における周堤墓の分類と新旧関係」『千歳市 キウス4遺跡(5)』(財)北海道埋蔵文化財センター)に照らすと、これは、堂林式古段階に位置づけられているキウス4遺跡のX-c及びX-3周堤墓（阿部明義 2014「盛土遺構と周堤墓—千歳市キウス4遺跡の形成過程—」『日本考古学協会2014年度伊達大会研究発表資料集』）に近い規模であり、第2群に相当する。これによる変遷では、キウス12号周堤墓に先行し、史跡指定の周堤墓の中では最古段階に位置づけられる可能性がある。ただし、14号周堤墓を確認したトレンチから、堂林式新段階～「三ツ谷式併行」段階に属する把手付き鉢形土器が出土していることもあり、14号に明確に伴出する土器がないことから、今のところ、土器型式に基づく編年的位置づけは困難である。しかしながら、キウス周堤墓群の出現はキウス4遺跡との関係から論じられており（藤原 前出、大谷敏三 2010『北の縄文人の祭儀場・キウス周堤墓群』、坂口隆 2014「キウス周堤墓の出現と遺跡形成過程」『日本考古学協会2014年度伊達大会研究発表資料集』）、14号周堤墓はキウス周堤墓群の形成を考える上で重要な遺構である。

6号の北側では土坑墓が2基確認された。全体が把握された土坑墓ⅡP-2は、墓坑北側に小規模なピットが付属し、北北西—南南東に長軸を持つ楕円形平面を呈する。長軸方向は4号周堤墓外土坑墓とほぼ同じである。規模は、検出面で長径149cm、短径63cm、坑底面で長径138cm、短径47cm、検出面からの深さは86cmを測る。本来の深さは100cmほどと推定される。遺物は出土していない。また、遺体痕跡やベンガラも検出されなかった。土坑墓ⅡP-3は、東北東—西南西方向に長軸を持つ楕円形平面と推測される。確認された長軸の規模は約2.5mで大型である。壁高は約60cmと推定される。これらの土坑墓は東西南北20mの間隔で配置された1m×3m規模の発掘区で南北に隣接した発掘区から確認されていることから、6号周堤墓の北側区域に土坑墓からなる墓域が存在する可能性がある。

このほか、詳細分布調査では、縄文時代後期後葉の遺構・遺物の分布状況から、既知の周堤墓集合地点から東側（丘陵側）の区域については建物跡や炉跡はなく、周堤墓と同時期の居住域が存在する可能性は極めて低いことが明らかになった。

詳細分布調査と同時に実施された地形測量は、現況地形と地表の形態として周堤墓の形状を把握すること及び地形に周堤墓の痕跡を発見することを目的として、昭和53年（1978）の測量区域より広い、6号周堤墓の北側から7号周堤墓までの範囲、0.249km²を対象として行われた（縮尺500分の1・指定地内周堤墓範囲とその周辺の縮尺100分の1）。これにより、周堤の輪郭や接続状態、竪穴部の地勢といった各周堤墓の形状がより鮮明となり、昭和39～40年（1964～1965）の発掘トレンチの位置推定もより確からしくなった。また、広範囲の微地形を図化したことで、尾根状の高まりに立地する周堤墓（群）の占地状況や相対的な位置関係が段丘地形の状態と合わせて明らかになるとともに、チャシ川・無名川南側の周堤墓群に関連して、群の西側縁辺部に道跡を推測させる起伏のある地形（「通路状遺構」）が確認された（図22・25）。

この通路状遺構は、4号・5号・11号周堤墓の周堤に接し、周堤墓がのる尾根を横断して南北に延びる2条の並列した盛り上がりとそれらに挟まれた窪み地形である。起伏の一部は、昭和53年の地形実測図（図10）で12号周堤墓の西側で部分的に飛び出した周堤の一部として破線で指示されている。

今回の測量図で看取される窪み地形は延長が約150mで、12号周堤墓の南西にある旧長沼用水跡地から直線的に北北東へ延び、4号周堤墓の周堤開口部付近で南東から延びる浅い谷に合流し、4号・11号の周堤外縁に沿って西へ曲がる。5号周堤墓の周堤西側部分がこれと重複し、4号周堤墓の西側周堤の一部も重複していることは該当箇所の高まりから推測される（重複の新旧関係は不明である）。4号周堤墓と5号周堤墓の間辺りでは、東側の盛り上がりが基底面で幅約14m、西側で約15m、盛り上がり間が約11m、また12号周堤墓西側の辺りでは、東側の盛り上がりが基底面で幅約14m、西側約12mで、間は約10mを測る。盛り上がりの高さは40～70cm程度である。

この現況は、史跡から南西約600mに所在する後期後葉の住居・周堤墓・盛土遺構等からなる集落遺跡、キウ

この図は国土地理院発行の1:5,000国土基本図「XII-OC 19」(昭和46年測量)及び財北海道埋蔵文化財センター発行の「千歳市キウス4遺跡(10)付図」(2003年)を複製、加筆したものである。

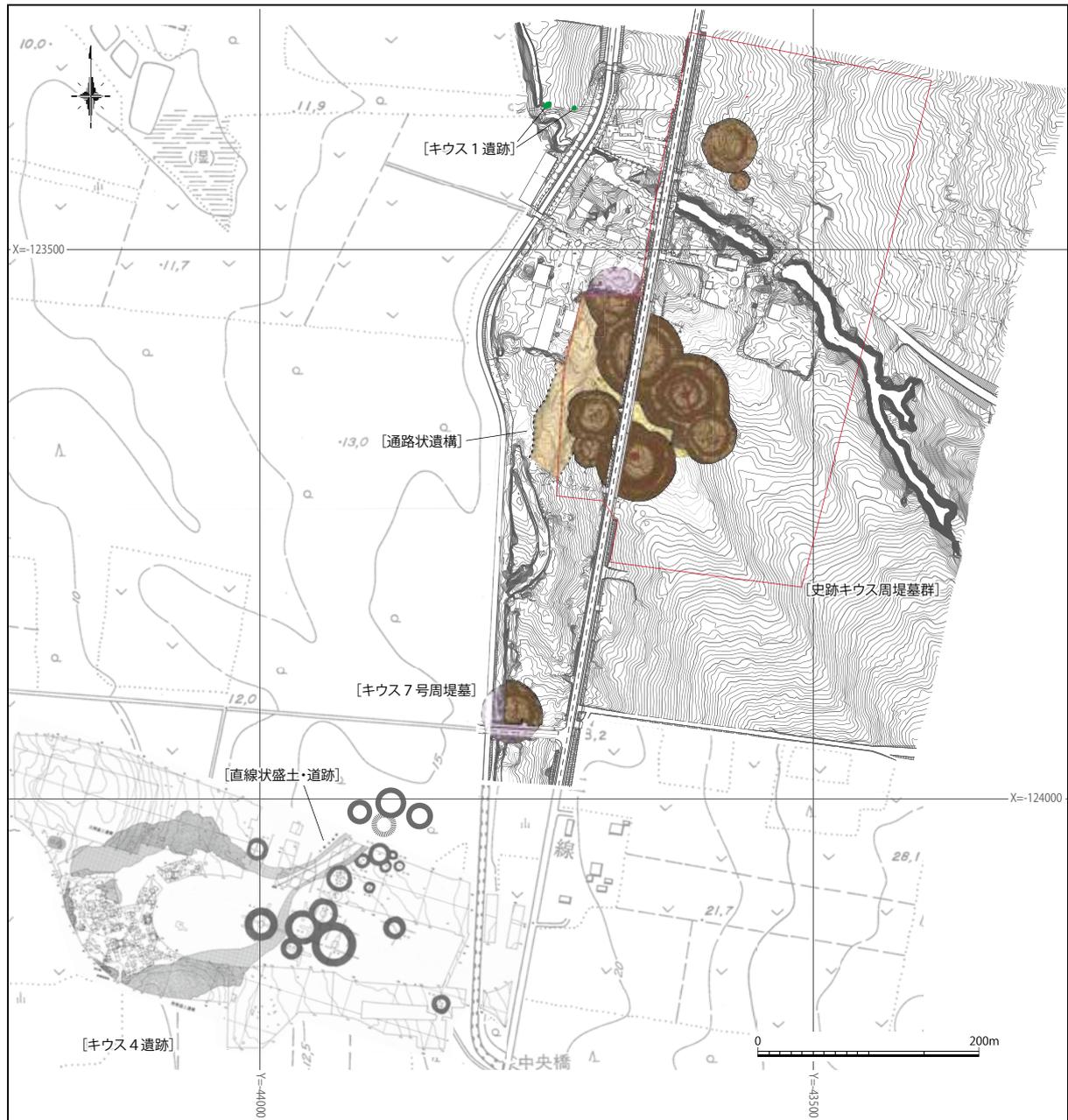


図25 史跡キウス周堤墓群・キウス4遺跡(縄文時代後期後半)遺構全体図

キウス4遺跡で検出された「直線状盛土遺構・道跡」(財北海道埋蔵文化財センター 2000『千歳市 キウス4遺跡(5)』)と同様の遺構のあり方を反映している蓋然性が高い。キウス4遺跡の「直線状盛土」は、道跡の両側(北側・南側)に並列に造られる盛土で、その一方(南側)の盛土遺構が「隣接する周堤墓の縁をつなぐかのように構築され」と報告されている。史跡にみられる現況は、キウス4遺跡でのこの遺構と周堤墓との位置関係と同様である。キウス4遺跡の遺構幅は、南側の直線状盛土で4.6~6.0m、北側直線状盛土で発掘時の残存値が約4.2mで本来は6mほどと推定され、これらの間隔は約10~15mである。現況の窪み地形とは確認状態が異なり規模の異同は一概にはいえないが、列の間隔は近似すると思われる。

チャシ川・無名川の南側に集合した周堤墓群は、群の西端に位置してその方向性からキウス4遺跡方面に連絡すると推測される、4号・5号・12号の各周堤墓周堤低下部が面する人工的な道「通路状遺構」と、これに接続して1号・3号と2号周堤墓の間をはしりこれら周堤墓の周堤低下部が面する「浅い谷地形」（道として利用し得る自然の窪み地形）・幅広の鈍頂な尾根地形との位置関係をもって群が形成されたと想定される。

エ 景観調査の成果

史跡キウス周堤墓群は、「土木構築物として特異な景観を残し、」（昭和54年10月23日付け庁保記第2の55号「史跡の指定について（通知）」）、また「顕著な景観をなして現認される」（文化庁文化財保護部監修『月刊文化財 6月号（189号）』（昭和54年））と、その独特な遺跡景観が着目され、指定説明においてもふれられている（前項参照）。これは、周堤墓という遺構そのものの規模・形状の特異性とどまらず、個々の配置が組み合うことによって形成された群としての特異な態様が、時代を経る中で、腐植土や火山灰で覆われながらも現在の地勢に表出しているということである。現在、来訪者の見学可能な1号～4号周堤墓のある区域を中心に、その見え方について調査し、その特徴を抽出することとした結果、以下のことが確認された（図26、写真28～51）。

- ・円環の土堤を持つ大きな凹地が群在する様子は、1号と4号の周堤が接続する部分の北側付近、及び3号周堤墓東側付近に立つ時に認識しやすいこと。
- ・周堤の地面から高まった様子は、内側から見た場合の2号周堤墓で顕著であり、同じく1号周堤墓においても完全形として整った状態を見ることができること。
- ・外側から見た場合も周堤は2号周堤墓で明瞭であり、「浅い谷」では段丘緩斜面に構築された状況も併せてよく分かること。
- ・周堤墓単独の特異な全体像は、1号周堤墓でその周堤天端のどの位置からもよく見ることができること。
- ・周堤墓の内側に立つ場合に、その大きさ（広さ）が際立って認識され、1号周堤墓では圍繞する土堤に視界が遮られるため、内側が限られた空間であることが意識されること。
- ・樹木の存在と、季節ごとの繁茂のちがいが、その見通しにおいて景観に大きな影響を及ぼしていること。

【写真28】 見学者用駐車場から史跡内周堤墓群に向かう樹林内通路。中ほどから木立の隙間に2号周堤墓の外観（周堤）が現れる。周堤天端の平坦さが印象的である。

【写真29】 2号周堤墓の外縁南東部付近から1号周堤墓方面を見る。左手に2号周堤墓の周堤が約2mの高さで平らに続く。周堤に沿って進むと右手から正面にかけて3号周堤墓・1号周堤墓の連なりが現れる。

【写真30～32】 2号周堤墓の南側周堤天端から内側を俯瞰する。国道の向こう側の周堤を含めた全周を見ることができ、2号周堤墓の大きくて深い規模を実感することができる。この視点場付近では、来訪者が高さ約2mの周堤斜面を歩くため、踏圧による被覆土の消失が著しい。写真30～32は時季による見え方を比較している。6月下旬実施の草刈り以前では地表の様子が分からない。枝葉が茂り見通しは不良である。10月、11月は見通しがよいが立木の多さを感じる。地勢の鮮明さに差異がみられる。

【写真33】 2号周堤墓の内側中央付近から周堤低下部を見る。約5mの高さをもって東側を半周する周堤は圧巻だが、西側をはしる国道擁壁がその迫力を減じている。規模とともに構造の特徴ははっきりと分かる。

【写真34・35】 3号周堤墓の全景を1号周堤墓南側周堤及び2号周堤墓東側周堤裾付近から見る。周堤墓は周堤とまわりとの比高差が小さいため目立たないが、下草がない時期の方が比較的輪郭を認識しやすい。

【写真36】 1号周堤墓と2号周堤墓の間にみられる「浅い谷地形」では、1号・2号周堤低下部の様子を見ることができ。段丘緩斜面の状況も分かる。

【写真37】 2号周堤墓周堤低下部を4号周堤墓の南側周堤付近から見る。周堤の高まり、2号周堤墓の深さと奥行き（内側は見えない）が感じられる。

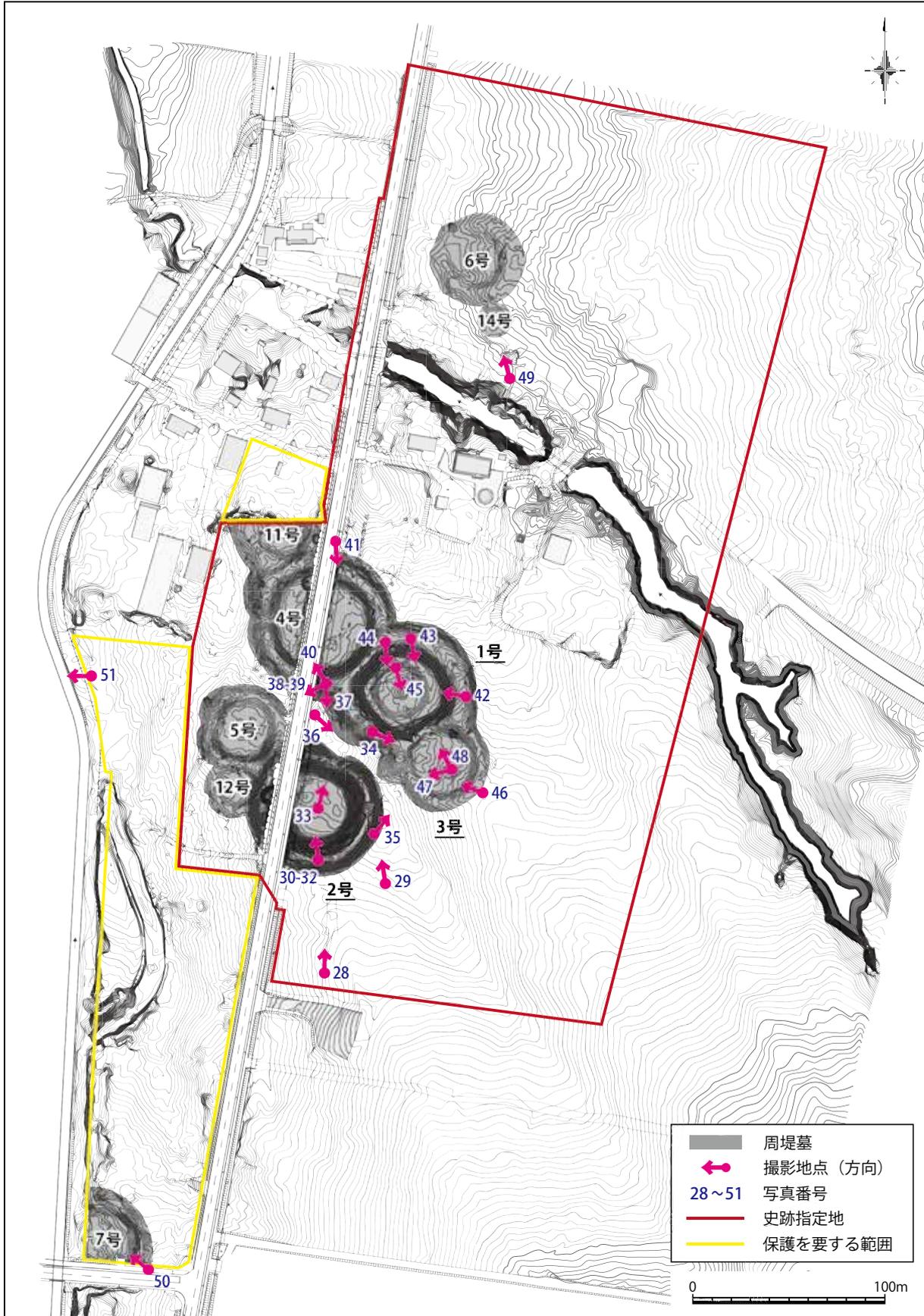


図26 景観調査図



写真28 周堤墓群に向かう樹林内通路から2号周堤墓を見る(7月)



写真29 2号周堤墓外縁南東部付近から1号周堤墓方面を見る(6月)



写真30 2号周堤墓周堤南東天端からの俯瞰(1)(6月)



写真31 2号周堤墓周堤南東天端からの俯瞰(2)(10月)



写真32 2号周堤墓周堤南東天端からの俯瞰(3)(11月)



写真33 2号周堤墓内部中央付近から周堤低下部を見る(10月)



写真34 1号周堤墓周堤南天端から3号周堤墓を見る(10月)



写真35 2号周堤墓周堤東裾部から3号周堤墓を見る(11月)



写真36 1号・2号周堤墓の周堤高まりと段丘地形(谷地形)を見る(10月)



写真37 4号周堤墓南側周堤から2号周堤墓周堤低下部を見る(10月)



写真38 4号周堤墓南側周堤から5号周堤墓を見る(1)(10月)



写真39 4号周堤墓南側周堤から5号周堤墓を見る(2)(11月)



写真40 4号周堤墓周堤南部からの俯瞰(7月)



写真41 国道から4号周堤墓を見る(10月)



写真42 1号周堤墓東側周堤からの俯瞰(7月)



写真43 1号周堤墓周堤北天端から3号周堤墓方面を見る(1)(11月)



写真44 1号周堤墓周堤北天端から3号周堤墓方面を見る(2)(7月)



写真45 1号周堤墓内部北付近から3号周堤墓方面を見る(10月)



写真46 3号周堤墓外縁東側からの俯瞰(10月)



写真47 3号周堤墓内部から2号周堤墓を見る(7月)



写真48 3号周堤墓内部から1号周堤墓を見る(7月)



写真49 無名川北側の私道から6号・14号周堤墓を見る(11月)



写真50 市道から7号周堤墓を見る(1月)



写真51 保護を要する範囲から西方周辺地域を望む(1月)

- 【写真38・39】 5号周堤墓を4号周堤墓の南側周堤から見る。全体をはっきりとした輪郭で見ることができる。国道を手前に挟むが、国道の向こう側の区域に立つより外観は分かりやすい。時季により地表の見え方にちがいがみられ、10月の方が明瞭である。
- 【写真40】 4号周堤墓を周堤南側から見る。規模が外径約79mと大型であり国道が中央部を縦貫しているため、周堤墓全体を見渡しがたく、形状を把握しにくい。
- 【写真41】 4号周堤墓の東側を周堤北側の国道歩道から見る。周堤墓のくぼみ、周堤の高まりがはっきり分かる。
- 【写真42】 1号周堤墓を周堤東側から俯瞰する。1号周堤墓は周堤天端のどの方角からでも内側全体を俯瞰することができる。内部底面の高まりも明瞭で、構造が最もよく分かる周堤墓である。
- 【写真43・44】 1号周堤墓を周堤北側から俯瞰する。この北側付近からは、1号周堤墓の正面奥に3号周堤墓、2時方向に2号周堤墓、右手に4号周堤墓を見て、群在する状況を眺めることができる。
- 【写真45】 1号周堤墓の内部。北寄りのところから中央方向（3号周堤墓方面）を見る。昭和39年（1964）の発掘調査区を浅く窪んだ状態で見ることができる。周堤をぐるりと見回すと300坪ほどの広さがありながらも高さ約2mの周堤により視界が遮られ、内部は閉じた空間であることが意識される。
- 【写真46～48】 3号周堤墓を周堤外側から見る（46）。3号の奥には左手に2号周堤墓の外観（47）、右手に1号周堤墓（48）を眺め、中間に「浅い谷地形」も見ることができる。ここからも周堤墓群の配置をもって史跡の空間的な広がりを感じられる。3号周堤墓上には幹の細い木が多く、見通しは余り良くない。
- 【写真49】 無名川北側の区域で、6号周堤墓を私道から見る。かつて耕作地となっていたこともあり、周堤の起伏はなだらかである。手前に14号周堤墓が所在するが、小型のため周堤の起伏は地表に反映されておらず、現況でその存在を知ることはできない。
- 【写真50】 保護を要する範囲の南端にある7号周堤墓を南側の市道歩道から見る。未管理地であり、地表は笹に覆われている。南側及び西側を除いた部分が堅穴部のくぼみと周堤の高まりとして現認される。
- 【写真51】 保護を要する範囲から西方の段丘地形を望む。畑地であり大きな地形改変は行われていないが、「浅い谷地形」などの起伏は緩やかなものとなっている。旧オルイカ川等かつての低湿地は消滅している。南長沼用水沿いには樹木が密生しており、低地段丘への見通しは不良である。

(4) 指定地の状況

ア 土地等の所有関係

史跡指定地の面積は、108,772.06㎡である。指定地の土地所有関係は、国有地47,241.56㎡、道有地444.46㎡、市有地7,355.01㎡、民有地53,731.03㎡であり、公有地率は50.60%である（図27、表4・5）。

イ 土地利用

史跡指定地は、地目別に整理すると、宅地2,388.25㎡（2.2%）、畑6,450.00㎡（5.9%）、山林45,827.29㎡（42.1%）、原野46,613.50㎡（42.9%）、雑種地224.00㎡（0.2%）、公衆用道路（無番地道路敷を含む）5,308.47㎡（4.9%）、その他（水路敷）1,960.55㎡（1.8%）となる（表6）。

無名川の南岸には宅地（410番1）があり、住宅1軒、倉庫1棟が建設されている。道路敷、公衆用道路及び410番6（山林）・7（雑種地）・8（原野）・2785番（原野）は国道337号の道路用地である。国道は指定地域内東側において南北に走り、キウス2号周堤墓及びキウス4号周堤墓の周堤を開削している。

千歳市森林整備計画対象林は図28に示した。410番3は昭和54年指定時に畑があったが、現在は4号周堤墓に重複するシラカンバ林（千歳市森林整備計画対象林（保健・文化機能等維持林））と草地となっている。410番2は無名川沿いの私道と6号・14号周堤墓の区域を除き森林計画対象林の水源涵養林・木材等生産林重複であり、私道の北側森林が長伐期施業林（2044年皆伐計画のカラマツ林）となっている。410番5（原野）も水源涵養林木材等生産林重複であるが、410番2の私道南側森林と同じく木材生産を目的としない天然広葉樹林

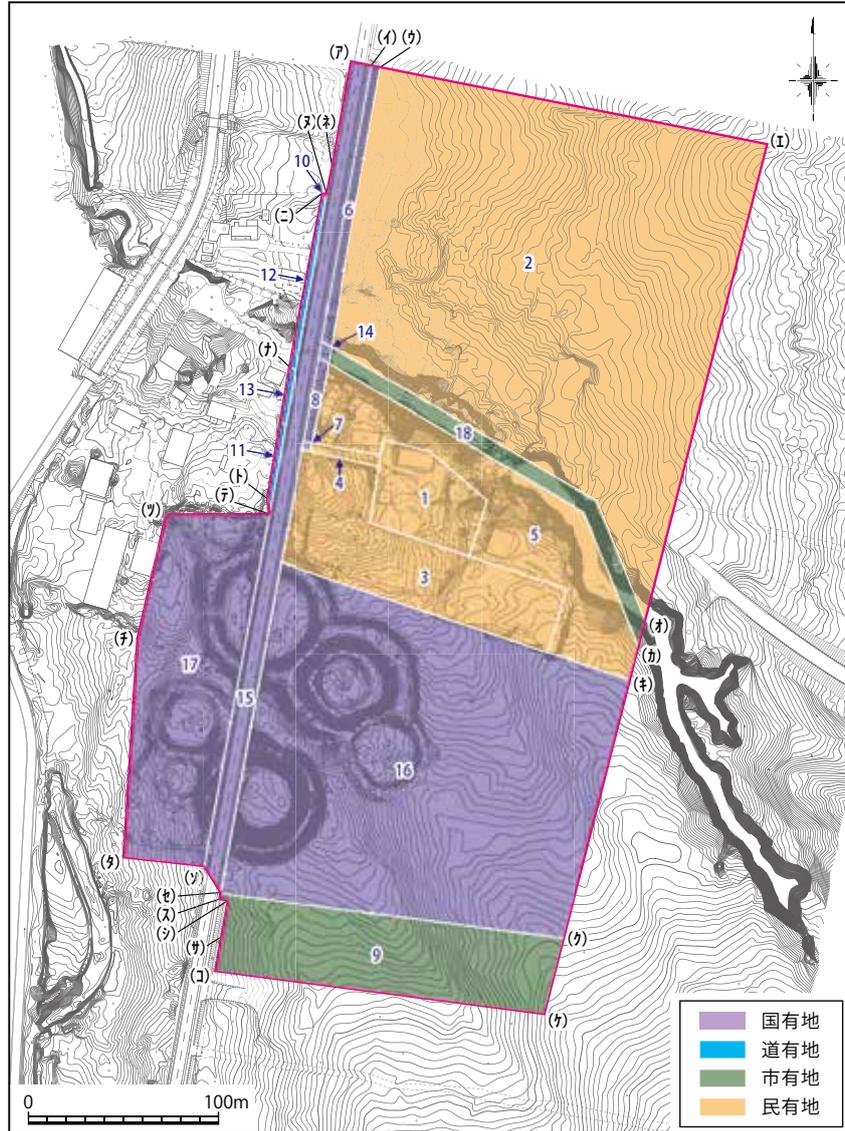


図27 史跡指定地土地所有関係図

表4 史跡境界点公共座標値（世界測地系平面直角座標系第Ⅻ系）

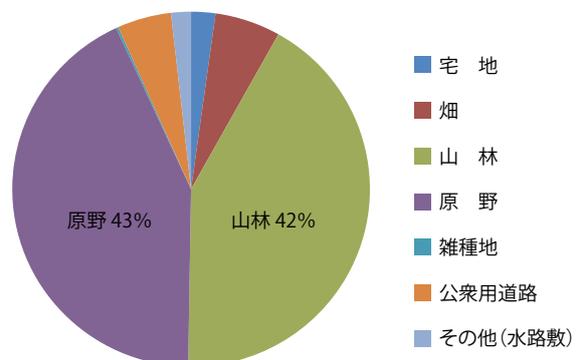
No.	点名	X	Y	No.	点名	X	Y
(ア)	K-29	-123, 302. 023	-43, 612. 045	(ス)	KR21	-123, 746. 287	-43, 681. 346
(イ)	K-7	-123, 304. 174	-43, 601. 313	(セ)	B706	-123, 742. 803	-43, 680. 732
(ウ)	K33	-123, 305. 113	-43, 596. 625	(ソ)	KL12-1	-123, 728. 780	-43, 689. 333
(エ)	K-9	-123, 345. 925	-43, 392. 999	(タ)	L	-123, 724. 148	-43, 731. 756
(オ)	K-10	-123, 598. 841	-43, 457. 307	(チ)	K	-123, 607. 913	-43, 724. 465
(カ)	K-11	-123, 612. 809	-43, 460. 858	(ツ)	J	-123, 542. 350	-43, 709. 455
(キ)	B704	-123, 630. 141	-43, 465. 265	(テ)	KL14	-123, 542. 000	-43, 655. 265
(ク)	B705	-123, 766. 618	-43, 499. 966	(ト)	KL15	-123, 533. 910	-43, 656. 204
(ケ)	K-12	-123, 807. 257	-43, 510. 299	(ナ)	KL16	-123, 464. 041	-43, 644. 514
(コ)	K-13	-123, 784. 435	-43, 683. 528	(ニ)	K-33	-123, 371. 994	-43, 627. 151
(サ)	KR19	-123, 766. 777	-43, 680. 366	(ヌ)	K-27	-123, 372. 255	-43, 624. 906
(シ)	KR20	-123, 747. 097	-43, 676. 836	(ネ)	K-28	-123, 357. 634	-43, 622. 000

表5 史跡指定地の土地利用

No.	字名	地番等	面積 (㎡)	地目	所有者	史跡指定年	備考
1	中央	410番1	2,388.25	宅地	個人	令和元年	
2	中央	410番2	3,600.00	山林	個人	昭和54年	410番2のうち 実測
			34,142.28	山林	個人	令和元年	
3	中央	410番3	6,450.00	畑	個人	昭和54年	
4	中央	410番4	202.00	雑種地	個人	令和元年	
5	中央	410番5	6,948.50	原野	個人	令和元年	410番5のうち 実測
6	中央	410番6	730.00	山林	国土交通省	令和元年	
7	中央	410番7	22.00	雑種地	国土交通省	令和元年	
8	中央	410番8	224.00	原野	国土交通省	令和元年	
9	中央	1473番1	7,355.01	山林	千歳市	令和元年	1473番1のうち 実測
10	中央	1748番2	0.46	公衆用道路	北海道	令和元年	
11	中央	2406番3	117.00	公衆用道路	北海道	令和元年	
12	中央	2406番4	237.00	公衆用道路	北海道	令和元年	
13	中央	2406番5	90.00	公衆用道路	北海道	令和元年	
14	中央	2785番	50.00	原野	国土交通省	令和元年	
15	中央	410番6に西接し同 2777番と同2778番に 挟まれるまでの道路 敷	4,864.01	—	国土交通省	令和元年	実測
16	中央	2777番	29,838.00	原野	文部科学省	昭和54年	
17	中央	2778番	9,553.00	原野	文部科学省	昭和54年	
18	中央	2785番に東接する水 路敷	1,960.55	—	千歳市	令和元年	実測 文部科学省告示 第83号「右の地 域に介在する水 路敷」
合 計			108,772.06				

表6 史跡の地目別面積

地目別	面積(㎡)	構成比(%)
総数	108,772.06	100.0
宅地	2,388.25	2.2
畑	6,450.00	5.9
山林	45,827.29	42.1
原野	46,613.50	42.9
雑種地	224.00	0.2
公衆用道路	5,308.47	4.9
その他(水路敷)	1,960.55	1.8



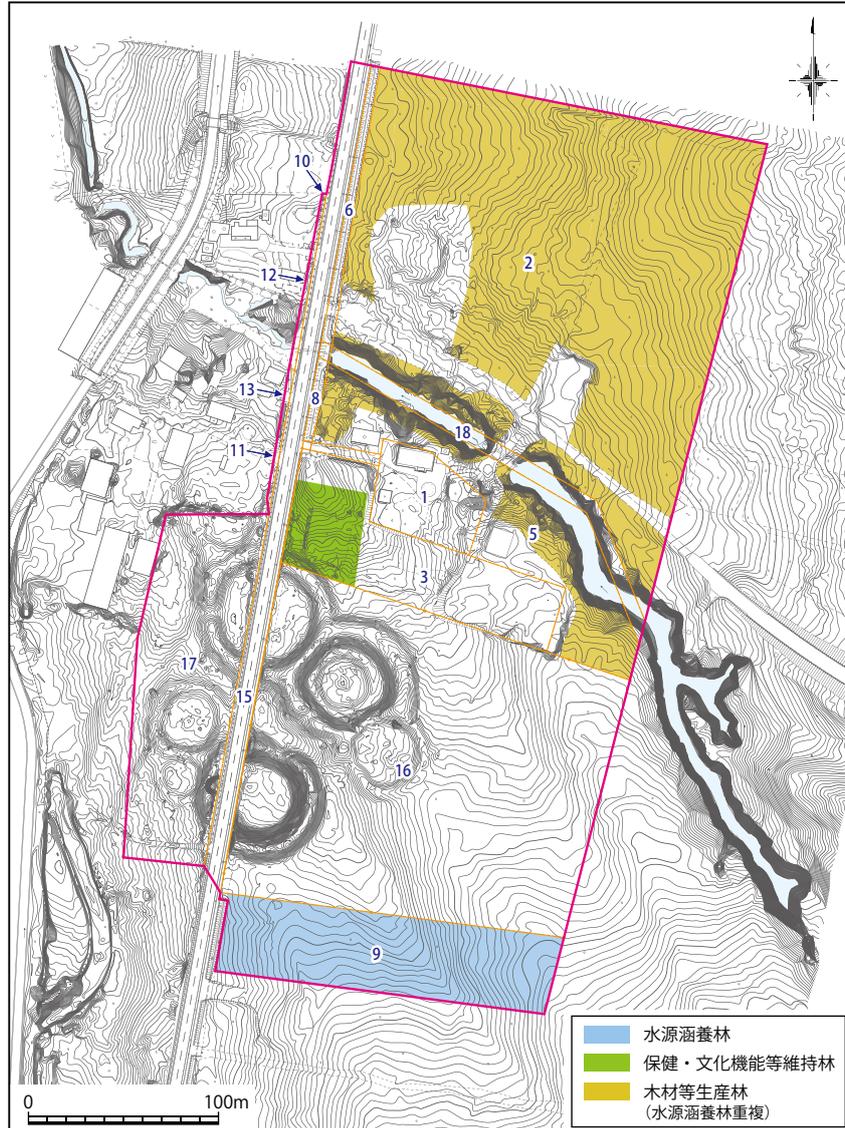


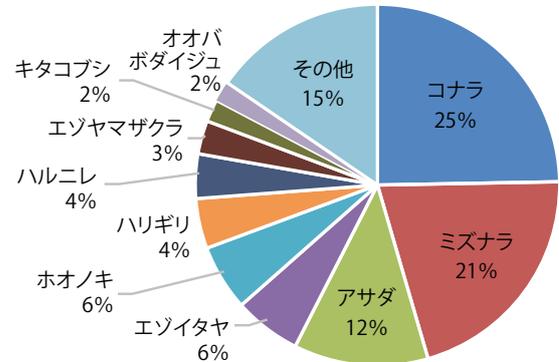
図28 千歳市森林整備計画対象森林区域図

である。1473番1（山林）は全域が千歳市教育委員会所管の水源涵養林である。2777番、2778番（原野）は江戸時代の樽前a降下軽石の堆積以降未開墾のまま遺されてきた国有樹林地で、コナラやミズナラ、アサダを主として、ホオノキ、エゾヤマザクラ等22種の樹木から構成される落葉広葉樹の天然林となっている（表7）。史跡総面積の36.2%を占める。コナラ・ミズナラには樹齢200年～300年程度の大木も少数確認されている。なお、同区域内50m四方の調査範囲3か所での植物相調査（令和元年8月）によると、維管束植物（シダ植物・種子植物）は環境省レッドリストや北海道レッドリストで選定されている重要種を含む51科97種が確認されており、また、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」（平成27年3月26日環境省報道発表資料）、「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」（平成25年北海道条例第9号）及び「北海道の外来種リストー北海道ブルーリスト2010ー」（平成22年北海道環境生活部）の選定基準に該当する外来種は未確認である。

水路敷は普通河川チャシ川の上流に位置しており、水路としての機能がある法定外公共物（道路法や河川法が適用されない公共物）である。千歳市普通河川条例に基づいて千歳市が管理している。

表7 史跡指定地内樹種一覧（中央2777・2778番）

科名	和名	本数	構成比(%)
ブナ	コナラ	298	24.7
ブナ	ミズナラ	251	20.8
カバノキ	アサダ	144	11.9
ムクロジ	エゾイタヤ	72	6.0
モクレン	ホオノキ	71	5.9
ウコギ	ハリギリ	54	4.5
ニレ	ハルニレ	48	4.0
バラ	エゾヤマザクラ	36	3.0
モクレン	キタコブシ	24	2.0
アオイ	オオバボダイジュ	22	1.8
その他	その他	186	15.4
総数		1,206	100.0



(令和元年10月調査。生育本数上位10種)

ウ 公有地化の経緯

史跡内には、総面積の49.40%を占める民有地（個人1人所有）（53,731.03㎡）があり、これまで公有地化は実施されていない。史跡内に居住する土地所有者が現在地での生活を維持できることを条件として史跡指定（追加指定）の同意を得ており、該当地の公有地化を図っていない。なお、所有者は自ら所有地内のキウス6号周堤墓の維持管理を行うなど、史跡の保存に積極的に理解と協力を示している。

エ 管理団体の指定

千歳市は、昭和54年（1979）にキウス周堤墓群が史跡に指定されたことを受け、翌55年に文化財保護法に基づく史跡管理団体への指定を申請した。平成21年（2009）8月27日付け文化庁告示第20号での官報告示をもって、千歳市はキウス周堤墓群を管理すべき地方公共団体として管理団体に指定された。

○文化庁告示第二十号	
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。	
平成二十一年八月二十七日	文化庁長官 玉井日出夫
（上欄）	
名 称	キウス周堤墓群
指 定 告 示	昭和五十四年文部省告示第百六十号
（下欄）	
地方公共団体名	千歳市（北海道）

オ 国有地の所管換

史跡キウス周堤墓群内に所在する千歳市中央2777番（29,838㎡）、同2778番（9,553㎡）の国有地については、ながらく財務省所管地であったが、文化財保護法第163条の規定に基づき、財務省から文部科学省への所管換が行われ、平成31年（2019）4月1日に文部科学省（文化庁）の所管となった。